

タイトル	英国における電話盗聴事件の考察（２）
著者	韓，永學； HAN， Young-hak
引用	北海学園大学法学研究， 55(2)： 71-122
発行日	2019-09-30

英国における電話盗聴事件の考察（二）

韓 永 學

目 次

第一章 電話盗聴事件の概要

一 犯行類型

1 電話盗聴

2 プラギング

3 ビニング

4 金銭支給

二 事件の経過

1 電話盗聴の始まり

2 電話盗聴の蔓延事実をめぐる攻防

3 隠された一連の電話盗聴事件発覚

（第五五卷第一号）

三 電話盗聴事件の主要被害例

1 王室

2 政官界

3 芸能・スポーツ界

4 一般

四 海外における余波

1 米国

2 豪州

五 小 結

1 電話盗聴の倫理的・法的問題

2 電話盗聴事件の背後

第二章 電話盗聴事件の深層…メディア帝国と権力の癒着

(第五五巻第二号)

一 メディア帝国と政治権力の癒着

- 1 政局の操縦
- 2 不健全な交流

- 3 不明瞭な「タイムズ」・「サンデー・タイムズ」買収プロセス
- 4 理不尽なBSkyB買収審査

二 メディア帝国と警察権力の癒着

- 1 NIと警視庁首脳部の癒着
- 2 NIと警察の情報取引

三 小結

- 1 メディア帝国の実体と対権力関係
- 2 電話盗聴事件と腐敗権力

第三章 電話盗聴事件への対応

(第五五巻第三号)

一 NCの対応

結びに代えて

第二章 電話盗聴事件の深層…メディア帝国と権力の癒着

電話盗聴事件は、NI傘下の「NOW」と「サン」に集中していることから、結局、NIの母体でルパート・マードック一家が支配する超国家的メディア複合企業、メディア帝国NCの組織的犯罪と言っても過言ではない。パート・マードック帝国の大規模電話盗聴事件の深層には、権力との癒着が潜んでいる。NCは、一九八〇年代初頭の「タイムズ」と「サンデー・タイムズ」の買収から近年の衛星放送事業者BSkyB（二〇一四年一月よりSky UKに改名⁽¹⁾）の買収

「NOW」の廃刊

1 BSkyB買収の断念

2 事件の事後処理体制の確立

3 経営上の変革

二 政府・議会の対応

- 1 政府
- 2 議会

三 刑事処分

- 1 概要
- 2 検討

四 小結

- 1 不十分な実体的真実の究明
- 2 問われるプレス規制の在り方

騒動に至るまで、歴代政権及び主要政治家と不健全な関係を結んできた。また、N I傘下の新聞は腐敗した警察官と他人の個人情報を取引を行う一方、警視庁高官等とも長期間不健全な関係を維持してきた。従って、電話盗聴事件を広い脈絡で捉えると、政治家や警察も事件の助力者であろう。

以下、電話盗聴事件を総合的・全体的に理解すべく、事件の背後に隠された黒い帝国と権力の不健全な関係を検討する。

一 メディア帝国と政治権力の癒着

ルパート・マードックが率いるNCは、収益性が高い英国市場でプレスと放送の両面で積極的な事業拡大を図り、強固な地位を築いてきた。しかし、このような地位は、政府のメディア政策に対する巧妙なロビー活動の産物である。NCは、一九七〇年代末マーガレット・サッチャー(Margaret Thatcher)保守党政権の誕生を起点に、一九九〇年代後半以降トニー・ブレア(Tony Blair)労働党政権を経て、二〇一〇年代デービッド・キャメロン保守党政権に至るまで、政権党と緊密な関係を保ち、政府に新自由主義を基調とするメディア政策を促してきたのである。そこには、NCの事業拡大路線と、現実政治において政権寄りのメディアを多数確保しようとする政治権力の生理との利害関係が一致した側面がある。

このようなNCと政治権力の癒着関係は、N I傘下の新聞の電話盗聴に代表される違法な情報収集行為と長期間にわたるその隠蔽工作を可能たらしめた要因でもある。例えば、下院文化委員会が二〇〇三年から二〇一一年七月以前までに電話盗聴事件関連の調査を三度も行ったにもかかわらず、実体的真実の十分な究明に至らなかったのは、NC

とNIによる与野党指導者を含む政治家に対する取り込みと無関係ではない。要するに、メディア帝国と政治権力の癒着により、NI傘下の新聞の違法な情報収集行為がなかなかチェックされなかったのである。

では、メディア帝国と政治権力の癒着関係の構造と実際について検討する。

1 政局の操縦

(1) 概要

ルパート・マードックは、一九六九年「サン」を買収した当時は労働党への支持を約束したが、一九七九年三月総選挙ではマーガレット・サッチャーが率いた野党・保守党への支持に転換し、マーガレット・サッチャー政権の誕生に寄与し、以後も同政権と緊密な関係を保った。NIは、マーガレット・サッチャー首相の退陣（一九九〇年一月）後、一九九二年四月総選挙では彼女を継承したジョン・メージャー (John Major) を支持したが、以後の各総選挙（一九九七年五月、二〇〇一年六月、二〇〇五年五月）ではトニー・ブレアが率いた労働党への支援に転換し、二〇一〇年五月総選挙ではデービッド・キャメロンが率いた保守党への支持に回帰した。特に、一九九七年五月総選挙と二〇一〇年五月総選挙では「サン」の支持政党の変更が奏功し、政権交代が行われた。しかも同紙の反労働党情緒は二〇一五年五月総選挙においてさらに高まり、結果的に保守党の予想外の圧勝に貢献した。

ルパート・マードックは一九九七年五月総選挙の二年前、保守党に対する疲労感を披瀝して労働党への支持を示唆した^③。その後、NIは二〇一〇年五月総選挙に先立って二〇〇九年秋労働党大会（九月）と保守党大会（一〇月）を起点に、既に保守党への同調を公式化した^④。このようなルパート・マードックとNIの豹変は、一九九七年五月総選挙前にルパート・マードックとトニー・ブレア労働党党首の間である種の「合意」^⑤を交わした疑惑や、二〇一〇年五

月総選挙前にN Iと保守党の間である種の「契約」を結んだ疑惑等⁽⁶⁾を招いている。ルパート・マードックは二つの疑惑を全面的に否定したが⁽⁷⁾、両選挙で彼の支持政党が勝利した事実や、その後、NCに有利なメディア政策が展開された事実は看過できない。例えば、労働党政権に続き、デービッド・キャメロン政権が推進したBBCの予算削減政策⁽⁸⁾は、BBCとライバル関係にあったBSとBを実質的にコントロールするNCへの配慮と見られる。

競争委員会（Competition Commission, CC. 二〇一四年四月より競争・市場庁（Competition and Markets Authority, CMA）に改組）によれば、ルパート・マードックは自身の新聞（特に「サン」）の編集部門への干渉を行ってきた⁽⁹⁾。また、彼は政府の主要政策に不満がある度に政府への警告も辞さず、一九九七年五月総選挙の三か月前、ジョン・メージャー首相との私的会合の席上で首相のEU政策の修正がない限り、自身の新聞は首相を支持しないと脅かした⁽¹⁰⁾。にもかかわらず、彼は編集部門への指示・干渉や政治家との取引を否認している⁽¹¹⁾。例えば、彼は二〇〇九年秋「サン」が保守党支持へと転換した⁽¹²⁾ことに對し、当時、ゴードン・ブラウン首相より「宣戦布告」の抗議電話があったことを暴露する（ゴードン・ブラウン首相は抗議電話の事実を否認⁽¹³⁾）等、むしろ自身が被害者であったことを強調した。

（2）検討

ルパート・マードックは豪州とニュージーランドにおける新聞事業の成功を足掛かりに、一九六八年二月に日曜紙「Now」を買収して（一九八四年にタブロイド紙に転換）英国市場に進出した。彼は一九六九年には「サン」を買収し、タブロイド化した⁽¹⁴⁾。彼は「サン」と「Now」を煽情的な犯罪報道や著名人のゴシップ報道等を武器に、国内最大手の日刊紙と日曜紙として成長させた。続いて、彼は一九八一年、「タイムズ」と「サンデー・タイムズ」を買収し（後述）、「サン」と「Now」に続き、N Iの傘下に置いた（全国紙四紙体制⁽¹⁵⁾）。彼は、英国の新聞の買収・拡張過程に

において一九八六年ワッピング争議 (Wapping dispute)⁽¹⁶⁾をはじめ多少逆境に遭遇するも、結局、無難に克服して最大新聞グループに導く経営手腕を発揮してきた。一方、彼は一九八三年、BSkyBの前身の一つである衛星テレビ (Satellite Television UK) の持分八〇%を取得して放送事業に進出した。その後、彼が率いるNCは一九九〇年に衛星テレビとスカイテレビ (Sky Television) の合併で誕生したBSkyBの持分五〇%を取得し、BSkyBを実質的にコントロールしてきた (一九九四年より三九・一%の持分保有)。その他、彼は出版、娯楽、スポーツ、教育等の分野にも進出し、事業を拡大してきた。

ルパート・マードックはこのような広大な「メディア領土」を背景に、豪州に加え、英国においても自身の実益を計算して支持政党を変更しながら、主要な政局ごとに政府の政策に強い影響力を行使してきた。⁽¹⁷⁾ 彼が英国内事業を本格化した一九七〇年代末以降、NI傘下の新聞の支持政党の変遷は、政権党の変遷とほぼ一致する。一九七九年から二〇一〇年に至るまで、ルパート・マードックの支持政党が総選挙で全て勝利していることから、彼の支持のない政権誕生は事実上考えられなかったと言っても過言ではない。⁽¹⁸⁾

NI傘下の新聞の支持政党に関する論調の変化は、権力移動に関する鋭い分析に基づいたもので、特に、一九九七年五月総選挙と二〇一〇年五月総選挙の場合、事前に自ら政権交代を仕掛けて成功を収めた。また、ルパート・マードックは懸案事業をめぐり、時の首相は勿論、有力政治家に巧みに接近し、政策的な便宜を享受した。

以上によれば、ルパート・マードックの意向を受けたNI傘下の新聞が政治に対する純粋な傍観者 (bystander) ではなく、むしろプレーヤー (player) となり、政治権力の監視よりは操縦を図ったことは否定できない。

2 不健全な交流

（１）概要

ルパート・マードックをはじめとするNI首脳部や傘下の新聞の編集者等は、他のメディアに比べ、政治指導者（首相、閣僚、影の閣僚等）との接触が極めて多かった。例えば、デービッド・キャメロン首相は就任した二〇一〇年五月からその翌年七月まで、メディア組織と七四回接触しているが、そのうちNCやNI代表との接触が二六回（対面接触一八回、その他八回（表彰式四回、レセプション二回、「タイムズ」CEOサミットスピーチ二回）で、三五％も占める¹⁹。また、双方は、NIのパーティー等社交行事（social occasions）で頻繁に顔を合わせており、私的交流（親友関係への発展、家族同士の交流等）も深めた。

まず、ルパート・マードックは歴代首相と基本的に親密な関係を維持したが、とりわけ長期政権を担ったトニー・ブレア元首相とは公私ともに過度に親密な関係を保った。特筆すべきは、NCは同社の毎年恒例のイベントである海外カンファランスに、彼を野党党首時代を含めて二度（一九九五年六月豪州ヘイマン島、二〇〇六年七月米国カルホルニア）も招聘した。これは単なる親しさの誇示ではなく、NCの英国内事業への優遇を狙った側面が強い。実際、二〇〇三年トニー・ブレア首相時代に制定された通信法（Communications Act 2003）に基づき、反独占規制であるクロスメディア所有（cross-media ownership）規制が緩和され、外資による国内メディア所有（cross-border ownership）規制が撤廃された（いわゆる「マードック条項」²⁰）。一方、ルパート・マードックはイタリア最大メディアグループ、Mediasetの買収を試みた一九九八年当時、トニー・ブレア首相にイタリアのロマーノ・プローディ（Romano Prodi）首相への打診を請託した疑惑がある²¹。それ故、トニー・ブレア元首相は一部メディアからルパート・マードックのEU販売代理人と揶揄された²²。

ルパート・マードックは、ゴードン・ブラウン元首相やデービッド・キャメロン元首相とも親密な関係を保持した。前者とは二〇〇九年秋「サン」が保守党支持に転換するまで家族同士の交流等深い私的関係を維持し、後者とも家族同士の交流を行った。²³⁾

次に、レベッカ・ブルックスはルパート・マードックの格別な信任と寵愛を受けて出世街道を走る一方、対外的に幅広い政治的・社会的ネットワークを形成し、政治指導者や警視庁高官と頻繁に接触する等、電話盗聴事件が表面化する前までの数年間政官界とメディアをつなぐハブとしての役割を果たした。彼女はトニー・ブレア元首相、ゴードン・ブラウン元首相やそれぞれの夫人とも私的交流を行った。彼女は、特に、デービッド・キャメロン元首相とは彼女の夫を含め日常的にコミュニケーションを取る間柄で、政治イベントへの参加（例えば、二〇〇九年一〇月保守党大会の際、デービッド・キャメロン党首の演説に感動表明等）は勿論、私的交流（パーティー、乗馬等）を深めた。²⁴⁾ 彼女は業務上支障がない限り、ジャーナリストと政治家が親友関係に発展するのは悪くないという立場である。²⁵⁾ しかし、彼女はゴードン・ブラウン政権時に閣僚や警視庁首脳人事にも介入する等、政治指導者と単なる親友関係に止まらなかった。彼女の政界に持つ影響力は、端的に彼女が電話盗聴事件発覚を機にNIIのCEOを辞任した時、デービッド・キャメロン首相をはじめ、ジョージ・オズボーン（George Osborne）財務大臣、ウィリアム・ヘイグ（William Hague）外務大臣、テレサ・メイ（Theresa May）内務大臣、トニー・ブレア元首相より直接的・間接的に応援メッセージを受けた事実が如実に示す。また、彼女が無罪判決後NIIの後身のNews UKのCEOに復帰できた（二〇一五年九月）のも、ルパート・マードックの絶対的な信任は措くとしても、彼女の政界内外の影響力に起因する。

さらに、アンディー・コールソンは政治指導者等の信任の下、政治権力の懷に飛び込んだ。彼は二〇〇七年一月、クライブ・グッドマン等が王室電話盗聴事件で実刑が確定した直後に「Now」を去ったが、同年五月、ジョージ・オ

ズボーン影の内閣財務大臣の推薦により保守党の首席報道官に拔擢され、二〇一〇年五月にデービッド・キャメロン政権の首席報道官に就任した。しかし、彼は二〇一一年一月、電話盗聴事件の捜査再開を受け、公職を離れた。⁽²⁸⁾留意すべきは、彼はデービッド・キャメロン政権の首席報道官在職中、NCの株（約四万ポンド）を申告せず保有していた。⁽²⁹⁾

その他、ルパート・マードックとNI首脳部は、警視庁の電話盗聴事件の再捜査の実施要否検討を控えた極度に敏感な時期の二〇〇九年七月、警視庁を監督するボリス・ジョンソン（Boris Johnson）ロンドン市長と会食した他、ジェームス・マードック、レベッカ・ブルックス等は電話盗聴事件が表面化する直前の二〇一一年四月～五月、この問題をめぐってボリス・ジョンソン市長と通話した。⁽³¹⁾しかしながら、ボリス・ジョンソン市長自身も二〇〇六年電話盗聴事件の犠牲者でありながら、警視庁の再捜査不要決定（二〇〇九年七月）を擁護してきた。そこで、彼は、ロンドン市議会やレベソン委員会において自身のルパート・マードックやNIとの関係が追及された経緯がある。

（2）検討

以上、ルパート・マードックをはじめとするNIの幹部と主要政治指導者は公私にわたり過度に親密な関係を持った結果、健全な緊張感を喪失したと分析できよう。レベッカ・ブルックスの政治家との距離観やアンディー・コールソンの公職起用に象徴されるように、NIと政治権力の双方に距離関係の設定に問題を指摘せざるを得ない。

特に、アンディー・コールソンの公職起用は、政治とメディアの癒着の典型である。保守党とデービッド・キャメロン政権のアンディー・コールソンの重用は、名目上は彼の非違嫌疑⁽³²⁾とは裏腹に敏腕記者としての資質を評価したことになるが、実質的には推薦者ジョージ・オズボーン影の内閣財務大臣の「報恩人事」であり⁽³³⁾（セックス・薬物等の醜聞に直面したジョージ・オズボーンをアンディー・コールソンが好意的に取り上げた経緯がある）、政界に極めて影

響力の強いNIとの関係強化にあると言えよう。デービッド・キャメロン首相の側近等が電話盗聴事件が表面化する前までNIを厚遇したのが、その証左である。⁽³⁴⁾

一方、デービッド・キャメロン首相は電話盗聴事件の表面化後、アンディー・コールソンの起用時にクライブ・グッドマンを含む「Now」職員等の電話盗聴事実を認知していたならば、彼を抜擢しなかったであろうと弁明し、彼を庇護した。このような弁明は、二〇〇七年五月アンディー・コールソンの最初の公職起用については多少首肯できるにしても、少なくとも「一不良記者の仕業」抗弁の信憑性が相当薄れた二〇一〇年五月時点における首相の首席報道官としての重用については説得力を欠く。

結局、NIと政治権力の不適切な関係は、後述するBSkyBの買収審査が露呈したように、相互を束縛する癒着関係に発展していたことが窺える。

3 不明瞭な「タイムズ」・「サンデー・タイムズ」買収プロセス

(1) 概要

ルパート・マードックは「Now」と「サン」の買収に続き、一九八一年一月にカナダのトムソン社 (Thomson Organization limited) 傘下のTNLが発行していた最高権威紙「タイムズ」とその姉妹紙「サンデー・タイムズ」を買収し、彼が一〇〇%所有するNIの統括下に置いた。トムソン社は一九八〇年一〇月、労使紛争で困難に直面した「タイムズ」と「サンデー・タイムズ」の買い手を探していたが、NIが同年一二月に買収入札に参加し、僅か三週間の集中的な協議を経て取引が成立した。⁽³⁵⁾

NIによる「タイムズ」と「サンデー・タイムズ」の買収プロセスをまとめると、〈表一〉の通りである。

〈表一〉 N-Iの「タイムズ」・「サンデー・タイムズ」買収プロセス

日	付	内	容
一九八〇・一〇		トムソン社が「タイムズ」・「サンデー・タイムズ」の買い手を物色	
一九八〇・一二		N-Iが「タイムズ」・「サンデー・タイムズ」の買収入札に参加	
一九八一・一・二二		トムソン社とN-Iが「タイムズ」・「サンデー・タイムズ」の編集の独立維持（編集者の独立及び職員人事と新聞の政治的見解に関する権限等）等に関する了解事項を発表	
一九八一・一・二六		トムソン社がジョン・ビッフェン（John Biffen）通商大臣にN-Iとの取引承認願を提出	
一九八一・一・二七		ジョン・ビッフェン通商大臣が承認を決定し、議会に説明	

出典：Keith Rupert Murdoch, *In the Matter of the Leveson Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press: Exhibit KRMA* (Leveson Inquiry, 12 April 2012), 5-7を基に作成。

（二）検討

トムソン社は、N-Iの「サン」に対する事業上の手腕を高く評価し、「タイムズ」と「サンデー・タイムズ」の買収入札を最初から歓迎した。双方は懸案の編集の独立に関する協議と了解を経る等、慎重に交渉を進めた。本件買収は、その後ルパート・マードックの英国内新聞市場における支配的地位（全国新聞市場の約三分の一占有）を築く礎となつた。⁽³⁶⁾

ところが、本件買収手続は必ずしも明瞭ではなく、ルパート・マードック側と政府の政治的取引が疑われる。本件買収入札は、公正取引法（Fair Trading Act 1973）に基づき、CCの前身で企業の合併買収を所管していた独占・合併

委員会 (Monopolies and Mergers Commission, MMC) に回付することが要求された。しかし、政府は正規の手続を踏まず、一瀉千里に本件買収を承認した。

本件買収当時、マーガレット・サッチャー首相とも、ルパート・マードックとも親しい間柄であったウッドロー・ワイヤット (Woodrow Wyatt) が当時の状況を述懐した後日の日記 (一九八七年六月一日) によると、マーガレット・サッチャー首相とルパート・マードックが秘密会合を持ち (一九八一年一月四日)、本件買収入札が MMC に回付されないように調整した (ウッドロー・ワイヤットが助力³⁷⁾)。すなわち、両者は、政府が本件買収入札に対して正式に協議する三週間前、ウッドロー・ワイヤットの仲介で持った秘密会合で本件入札の MMC への回付を回避できる大義名分を模索し (二紙の経済的状況)、ルパート・マードック新聞の政府支持を確認するウインウィン交渉を行ったのである。それまで秘密会合の存在はベールに包まれ、憶測が憶測を呼んでいたが、二〇一二年マーガレット・サッチャー財団 (Margaret Thatcher Foundation) により事実 (一九八一年一月四日地方官邸で開催) として認められた。これに対し、ルパート・マードックはマーガレット・サッチャー首相と会って本件買収を協議しておらず、ジョン・ピツフェン通商大臣に本件の MMC への回付を反対しなかったと反駁した。³⁸⁾ いずれにしても、マーガレット・サッチャー元首相は歴代首相の中でメディアとの関係において最も成功した首相と評価されているが、³⁹⁾ ルパート・マードックとの関係に限って言えば、その成功の純粋性に疑念が残る。

一方、ルパート・マードックはトムソン社との交渉の過程で書面合意した二紙の編集の独立 (編集者に政策コントロール権限と責任付与、経営者の編集者へのニュース・論評の取捨選択と均衡に関する指示排除等) に関する了解事項を守らなかった。彼は二紙の買収から一年も経過しないうちに、財政・経済政策等に関する編集方針をめぐる職員等に干渉・指示を行ったのである。⁴⁰⁾ このような彼の振舞は、経営トップとしての専横であり、そもそも編集者は勿

論、編集の自由の保障等を条件に買収を承認した政府に対する背信行為である。しかし、政府は適切な措置を講じなかった。

要するに、NIによる「タイムズ」と「サンデー・タイムズ」の買収は、ルパート・マードックと政府の癒着の産物の可能性が高く、想定外の事態（経営側の編集部門への干渉）をも招いた。

4 理不尽なBSkyB買収審査

(1) 概要

二〇一〇年六月中旬、NCによるBSkyBの買収計画が紙上でリークされた⁽¹¹⁾。同計画は、BSkyBの筆頭株主（三九・一％の持分保有）であるNCが、その残余持分（六〇・九％）の取得を通じてBSkyBを完全子会社化する（八〇億ポンド投資）という内容である。

その後、NCはBSkyB買収申請を行い、二〇一〇年一二月に第一次開門であるEUの承認を勝ち取った⁽¹²⁾。欧州委員会（European Commission）は本件買収につき、欧州経済圏や他の実体的部門（①視聴覚メディア、②新聞、③広告等）において有効な競争を著しく妨害するものではないと判断して承認しつつ、英国政府がEU合併規則（EU Merger Regulation）二一条（規則及び管轄権の適用）に基づきメディアの多様性保護のための適切な措置を取り得ることを付言した⁽¹³⁾。企業買収を所管する主務大臣、ビンス・ケーブル（Vince Cable）産業大臣は二〇一〇年一月四日、本件買収申請を受け、EU介入通知を発動し、公正取引庁（Office of Fair Trading, OFT、二〇一四年四月より競争・市場庁（Competition and Markets Authority, CMA）及び金融行為監督機構（Financial Conduct Authority, FCA）等に改組）と放送通信庁（Office of Communications, Ofcom）に対し、それぞれ企業法（Enterprise Act 2002）四条（年次報

告書等)、五八条(具体的な公益性考慮事項)に基づく調査報告書の提出を求めた。

この要求を受け、OFTは二〇一〇年二月三〇日、本件買収申請は企業法六八条二項のEU合併審査対象事案(European relevant merger situation)⁽⁴⁴⁾であるため、主務大臣が企業法施行規則(Ordre 2003)五条三項(CC回付)の要件を充足すると判断すれば、CCに回付できることを確認する報告書⁽⁴⁵⁾をジェレミー・ハント(Jeremy Hunt)文化大臣に提出した。また、Ofcomは同年二月三一日、NCとBSkyBの結合は多元性をめぐる疑義を呈すると結論付け、本件買収申請はCCに回付されなければならないという趣旨の公益性審査(public interest test)に関する報告書⁽⁴⁷⁾をジェレミー・ハント大臣に提出した。Ofcomは①メディア企業支配者の多元性につき、⑦外的多元性(external plurality)、④内的多元性(internal plurality)、⑦マルチソーシング(multi-sourcing)とオンラインニュース供給にわたり探究し、②今後市場展開に関するダイナミックな評価の難しさを言及した上、③本件買収を公益に反すると解するのが相当であるとし、全面的な第二次検討を助言・勧告しつつ、④今後広域市場展開に際し十分な多元性確保に関する懸念を表明した⁽⁴⁸⁾。

ジェレミー・ハント大臣はOfcomの公益性審査に関する報告書を受理した後二〇一一年一月七日、本件買収審査のCCへの回付の可否に関する最終判断に先立ち、NCのルパート・マードックCEO及びBSkyBのジェレミー・ダロッチ(Jeremy Darroch)CEOに追加陳述書の提出機会を付与すると通知した。これに対し、BSkyBは一月三一日、Ofcomの本件買収の危険性に関する摘示はその査定方法の不適切さの故に誇張されたもので、主務大臣がCCに回付しないのが合理的であろうと回答した。また、NCは一月一四日にBSkyBの見解に共鳴したことに続き、一月一八日にジェレミー・ハント大臣に本件買収審査をCCへの回付に代わる公約、すなわち代替案(undertaking in lieu)⁽⁴⁹⁾を提出した。これを受け、ジェレミー・ハント大臣は一月二五日に本件買収審査をめぐる経緯と今後の方針に関する

声明書を発表し、一月二七日にはOFTとOfcomにNCの代替案受理の可否についてそれぞれ企業法九三条（業務・命令に関するOFTの追加役割）、一〇六B条（Ofcomの一般諮問機能）に基づき諮問した。

OFTは二〇一一年二月一日、NCの代替案が明瞭であるとしつつも、その財政的・実際の実現可能性に疑問を呈し、主務大臣に代替案の要件の精密化を図るべく、Ofcomの助力の下NCとの追加協議を提言した。⁽⁵⁰⁾ Ofcomも同日、NCの代替案がメディアの多元性に関する潜在的懸念の解消には不十分であるとし、主務大臣に代替案的確なガバナンス（財政的・実際の実現可能性）の重要性に照らし、代替案の要件に関する精緻な検討のためNCとの追加協議を提言する一方、政府に公益の観点から多元性確保のための規制枠組の再考を再勧告した。⁽⁵¹⁾ ジェレミー・ハント大臣は両報告書を受理した後二月一五日、ジェームス・マードックに代替案の実体的問題を解決するよう通知した。これに対し、ジェームス・マードックは二月一六日、直ちに修正代替案⁽⁵²⁾を提出した。ジェレミー・ハント大臣は修正代替案を受けて二月一七日、OFTとOfcomに追加諮問した。

OFTは二〇一一年三月一日、修正代替案の中期（一〇年上限）の財政的・実際の実現可能性を認めつつも、本質的な構造的限界を摘示し、主務大臣に第三者意見を聴取することを提言した。⁽⁵³⁾ Ofcomも同日、OFTの見解と軌を一にする内容を提言しつつ、政府に長期的な多元性確保のための規制枠組の再考を再三勧告した。⁽⁵⁴⁾

NCは二〇一一年三月一日、本件買取による公益の阻害効果の低減・防止のため代替案を再修正し（再修正代替案）、ジェレミー・ハント大臣に提出した。ジェレミー・ハント大臣は再修正代替案を受けて三月三日、本件審査をCCに回付する代わりに、Sky Newsの独立を骨子とするNCの代替案に関する一般意見聴取（public consultation）の開始を下院に報告した。一般意見聴取（三月二一日終了⁽⁵⁵⁾）の結果、メディアの多元性に関する懸念をはじめ、Sky Newsの編集・運営上の独立に疑問を提起する内容が少なくなかった。⁽⁵⁶⁾ ジェレミー・ハント大臣は三月二四日、OFTと

Ofcom 関係者の立会の下、スローター&メイ (Slaughter and May) 法律事務所、トリニティー・ミラー・グループ、ガーディアン・メディア・グループ、テレグラフ・メディア・グループ、アソシエイトニュース&メディア (Associated News and Media) と議論したが、参加者からは本件買収に関する懸念⁵⁷⁾が表明され、CCへの回付が主張された。

ジェレミー・ハント大臣は二〇一一年三月一八日、OFTとOfcomにNCの再修正代替案及び一般意見について再度諮問した。OFTとOfcomは六月二二日、NCの再修正代替案が、当初摘示した懸念 (Newcoの財政的・実際の実可能性等) に対処していると評価した。ジェレミー・ハント大臣は六月三〇日、NCの再修正代替案を受け入れる意向を示し、その前に一般意見聴取を追加実施すると発表した。追加一般意見聴取 (七月八日終了) の結果、全体の約一五万六〇〇〇件の意見のうち、相当数が本件買収に関する懸念・疑問を示した。

ところで、二〇一一年七月に入り、NC傘下の新聞の一連の電話盗聴事件発覚に伴い、本件買収審査手続は重大な局面を迎えた。ジェレミー・ハント大臣は七月一日、OFTとOfcomに対し、上記六月二二日提言の変更の有無を打診したが、同日、NCが本件買収審査のCCへの回付に代わる代替案を撤回したため、下院で本件買収審査のCCへの回付を公言した。ところが、NCは七月一三日、政府の態度変化に加え、労働党がNCの深刻な反競争性を理由に本件買収申請の撤回を求める動議を提出する逆風に直面し、結局、本件買収申請を撤回した。これで、一年以上進められた本件買収手続は無為に終わった。

以上、NCによるBSkyBの買収をめぐる一連の動きをまとめると、〈表二〉の通りである。

〈表1〉 NCCのBSkyB買収をめぐる一連の動き

日	付	内	容
二〇一〇・	六・一四	NCCのBSkyBの完全買収計画が浮上	
二〇一〇・	七・六	下院議員等が買収計画に関する討議と調査要請	
二〇一〇・	一・三	NCCが欧州委員会に買収申請	
二〇一〇・	一・四	ビンス・ケープル産業大臣がEU介入通知を発動し、OFTとOfcomに買収申請につき企業法に基づく調査報告書の提出を要求	
二〇一〇・	一一・二一	欧州委員会が買収を承認	
二〇一〇・	一一・二一	主務大臣がジェレミー・ハント文化大臣に交代	
二〇一〇・	一二・三〇	OFTがジェレミー・ハント大臣に報告書を提出	
二〇一〇・	一二・三二	Ofcomがジェレミー・ハント大臣に報告書を提出	
二〇一一・	一・六	ジェレミー・ハント大臣がOfcomの報告書をめぐりジェームス・マードックをはじめNCC関係者と意見交換	
二〇一一・	一・七	ジェレミー・ハント大臣がNCCとBSkyBに追加陳述書を要請	
二〇一一・	一・一〇	ジェレミー・ハント大臣がOfcomの報告書の諸論点をめぐりOfcom関係者と議論	
二〇一一・	一・一三	BSkyBがジェレミー・ハント大臣に買収審査のCCCへの回付を引き止める	
二〇一一・	一・一四	NCCがジェレミー・ハント大臣に買収審査のCCCへの回付を引き止める	
二〇一一・	一・一八	NCCがジェレミー・ハント大臣に買収審査のCCCへの回付に代わる代替案を提出	

日	付	内 容
二〇一一・一・二〇		ジェレミー・ハント大臣がNCの陳述書をめぐりジェームス・マードックをはじめNC関係者から意見聴取
二〇一一・一・二五		ジェレミー・ハント大臣が買収審査をめぐる経緯と今後の方針を発表
二〇一一・一・二七		ジェレミー・ハント大臣がOFTとOfcomにNCの代替案受理の可否について企業法に基づき諮問
二〇一一・二・一一		OFTとOfcomがジェレミー・ハント大臣にNCの代替案に関する報告書を提出
二〇一一・二・一五		ジェレミー・ハント大臣がNCに代替案の実体的問題を解決するよう通知
二〇一一・二・一六		NCがジェレミー・ハント大臣に修正代替案を提出
二〇一一・二・一七		ジェレミー・ハント大臣がOFTとOfcomにNCの修正代替案について諮問
二〇一一・三・一		OFTとOfcomがジェレミー・ハント大臣にNCの修正代替案に関する報告書を提出
二〇一一・三・二		NCがジェレミー・ハント大臣に再修正代替案を提出
二〇一一・三・三		ジェレミー・ハント大臣がOFTとOfcomの報告書の諸論点をめぐり両機関関係者と議論
二〇一一・三・一八		ジェレミー・ハント大臣がOFTとOfcomにNCの再修正代替案について諮問
二〇一一・三・二一		一般意見聴取を終了(約四万件)
二〇一一・三・二四		ジェレミー・ハント大臣がトリニティー・ミラー・グループをはじめ新聞グループ関係者と意見交換
二〇一一・四・一五		ジェレミー・ハント大臣がAvazn代表等と意見交換
二〇一一・六・二二		OFTとOfcomがジェレミー・ハント大臣にNCの再修正代替案に関する報告書を提出

二〇一一・六・三〇	ジェレミー・ハント大臣がNCの再修正代替案を受け入れる意向を示し、一般意見聴取を追加実施
二〇一一・七・八	追加一般意見聴取を終了（約一五六〇〇件）
二〇一一・七・一一	ジェレミー・ハント大臣がOFTとOfcomに両機関の六月二二日提言の変更の有無を打診
二〇一一・七・一一	NCが代替案を撤回
二〇一一・七・一一	ジェレミー・ハント大臣が買収審査をCCへの回付を表明
二〇一一・七・一三	NCが買収申請を撤回

出典：Department for Digital, Culture, Media & Sport, *Timeline: News corp/BskyB Merger* を基に作成。

本件買収騒動が惹起したメディアの多元性に関する論争を受け、ジェレミー・ハント大臣は二〇一一年一〇月、Ofcomにクロスメディアの有効な多元性測定について諮問した。⁽³⁸⁾これに対し、Ofcomは二〇一二年六月一九日、本件買収をめぐる二〇一〇年一二月三二日報告書の勧告を踏まえ、有効なメディアの多元性の測定枠組として実質的な定量的証拠・分析方法を提示しつつ、究極的に議会の高度の判断に基づく枠組の確立を求める内容の「メディアの多元性の測定に関する報告書」を公表した。⁽³⁹⁾

いずれにしても、BskyB（二〇一四年一月よりSky UKに改名）はその後も暫く旧NCのエンターテインメント（映画、放送等）部門を継承した21世紀フォックスの実質的な支配下にあった（三九・一％の持分保有）が、21世紀フォックスを含む米国のメディア・コングロマリット間の入札戦の結果、二〇一八年一〇月に米CATV大手コムキャスト（Comcast Corporation）により買収された。

(2) 検討

NCはマーガレット・サッチャー政権下の一九九〇年代初頭、英国の衛星放送事業がもたらした巨額の負債を米国内の多数の雑誌事業の売却により辛うじて補填する一方、当時競争社とともに合併企業としてBSkyBを設立し、支配的な持分を獲得した。BSkyBは、BBCに次ぐ英国最大放送事業者として成長し（ニュース、スポーツ、映画等多様なチャンネル保有）、有料テレビ市場を支配してきた。

超国家的メディア複合企業であるNCがBSkyBを完全買収すれば、ルパート・マードックの英国内事業史上最大規模で、世界的なビッグ・デールである。仮に実現すれば、NCは英国内同社メディアのシナジー効果による売上高の飛躍的増加⁽⁶⁾に加え、主要放送・通信部門のプラットフォームとコンテンツの支配、デジタル未来事業の優越的地位の獲得が期待された。

本件買収は、大きくEU合併規則に基づくEUの承認（第一関門）と、英国国内法に基づく英国政府の承認（第二関門）を要する事案である。まず、NCは第一次関門を無事通過した。しかし、欧州委員会の承認決定によると、本件買収のメディア市場の外的環境への影響に力点を置くあまり、思想・情報の自由な流れ等民主主義への影響に関する検討が必ずしも十分ではない。ただ、欧州委員会は英国政府に対し、EU合併規則に基づきメディアの多様性保護のための適切な措置を取り得ることを喚起した。

次に、NCは第二次関門で最終関門を簡単に通過することができなかった。本件買収に対し、各界からメディアの多元性の実質的な低下に関する懸念が提起されたからである。とりわけNIを除くメディア界の反発が強く（反対連帯の結成⁽⁶⁾）、ジェレミー・ハント文化大臣が二度も実施した一般意見聴取においても多数の反対意見が提出された。

本件買収をめぐる政府の対応の適否を検討する前に、メディア企業の合併規制について簡単に整理しておこう。本

件買収審査当時、メディア企業の結合（M & A）をめぐるのは他部門と同様、企業法に基づきOFTとCCが競争規制（競争審査）に関与する構造であった（現在はCMAが一元的に審査）。一方、同法はメディア公益性を基に、前述した合併審査対象事案や特別合併審査対象事案につき主務大臣の介入を許容しており（五八条）、介入告示が通知されると、前者にはOFTによる標準競争審査（standard competition assessment）とOfcomによる公益性審査が並行的に実施され（主務大臣に対し、OFTは競争問題に関する報告義務、Ofcomはメディア公益性の観点からの助言義務を負う）、後者にはOfcomによる公益性審査のみが実施される。また、主務大臣はEU合併規則二一条四項のメディア公益性審査を要する事案につきEU介入通知を発動し、介入することができ（企業法六七条）。このような手続を経て、主務大臣が当該事案をCCに回付すれば、CCはより具体的な審査を行う。勿論、主務大臣は当該メディア企業の結合が公益と背馳すると判断する場合、公益性考慮要素のみでCCに回付することができる。

本件買収の場合、主務大臣がEU介入通知を発動しており、最大争点はCCへの回付の可否であった。当初、競争審査（OFT）と公益審査（Ofcom）の両面からCCへの回付が助言されたが、ジェレミー・ハント大臣がNCの本件買収審査のCCへの回付に代わる数次の代替案の提案をめぐり、OFTとOfcomに事実上立場の変更を誘導する助言を繰り返して要請した。結局、ジェレミー・ハント大臣は二〇一一年六月末、NCの代替案の受入を既成事実化し、追加一般意見聴取を経て、本件買収を決着（承認）しようとしたものと見られる。しかし、二〇一一年七月一連の電話盗聴事件発覚により、NCは代替案の撤回に追い込まれ、やがて本件買収申請自体の撤回を余儀なくされた。結局、本件買収は頓挫したが、政府が本件買収審査のCCへの回付回避を図るNCを側面支援したことは否めない。

では、本件買収をめぐるメディアの多元性の低下への懸念が強く提起されたにもかかわらず、なぜジェレミー・ハント大臣はNCに付度に近い審査手続を進めたのか。それは、従前よりNC側がジェレミー・ハント大臣をはじめ

政界の実力者達に持続的にロビー活動を展開してきたことの見返りとしての性格が強い。実際、ジェレミー・ハント大臣が「ルパート・マードックのチアリーダー」を自認した事実は看過できない。ジェレミー・ハント大臣の「ルパート・マードックのチアリーダー」役を示す証拠を挙げてみよう。

第一に、文化省とNCの間の本件買収をめぐるバックチャンネル(back channel)の存在である。NCのフレデリック・ミシェル(Frédéric Michel) 欧州広報官(ロビーイスト)は本件買収手続中(二〇一〇年六月～二〇一一年七月)、文化省と本件買収をめぐり電話一九一通、電子メール一五八通、テキストメッセージ七九九回(首相官邸、財務大臣を含めると一〇五六回)を交信したが、その主な相手(約九〇%)はジェレミー・ハント大臣のアダム・スミス(Adam Smith) 特別補佐官であった。⁽⁶⁶⁾ NC側は、本件買収に関する政府の意思決定過程に直接的・間接的に関与した政治家達と緊密に交信したが、フレデリック・ミシェルがルパート・マードック父子の意向を受け、ピンス・ケブル大臣に続き、ジェレミー・ハント大臣とのコミュニケーションにおいて中心的な役割を果たした。双方の交信内容によると、ジェレミー・ハント大臣の本件買収への支持意思が鮮明に表れる。レベソン委員会においてジェームス・マードックにより上記の交信内容が暴露され、野党から文化省とジェレミー・ハント大臣の本件買収をめぐる不適切な対処に対する非難が噴出した。そのため、アダム・スミスは二〇一二年四月二五日、ジェレミー・ハント大臣の頭越しにフレデリック・ミシェルと交信を行ったとして特別補佐官を辞任した。しかし、疑惑の中心人物であるジェレミー・ハント大臣は、本件買収に対する自身の対応はごく適法手続によるもので、バックチャンネルはなかったと強調し、野党からの辞任要求を一蹴した(その後、二〇一二年九月四日に保健大臣に異動)。⁽⁶⁷⁾

第二に、ジェレミー・ハント大臣が本件買収の主務大臣を務める約一か月前に、デービッド・キャメロン首相に本件買収の承認を慫慂する秘密メモを伝達した事実である。レベソン委員会(二〇一二年五月二四日)において明らか

になったところによれば、同メモは、ジェレミー・ハント大臣が二〇一〇年一月一九日、アダム・スミスのメールを通じてデービッド・キャメロン首相に送信されたもので、ピンス・ケープル大臣の本件買収をめぐる対応(反ルパート・マードック的態度)へのジェームス・マードックの憤慨を喚起させた上で、本件買収の承認を要求しつつ、この問題を議論するための面談を要請する内容である。従って、本件買収の適法手続を強弁したジェレミー・ハント大臣の下院答弁(二〇一二年四月二五日)は虚偽で、彼は少なくとも本件買収の主務大臣を務める前からジェームス・マードックを含むNC側に歛心を買ひ、不当に関与してきたことが明らかである。ジェレミー・ハント大臣は当初から本件買収審査のCCへの回付を回避する意図を持って手続を進めており、OFTとOfcomへの諮問と一般意見聴取等(70)は一種のアリバイ作りに過ぎない。結局、ジェレミー・ハント大臣は本件買収の主務大臣としての準司法権(quasi-judicial role)の行使は、客観的判断権者ではなく、主観的支援者としての立場に立ったもので、閣僚綱領(Ministerial Code)の厳格な遵守とは程遠い。

本件買収に影響を与えた政治家は、ジェレミー・ハント大臣に限るとは考え難い。NC側はデービッド・キャメロン政権の要職に就いていた主要政治家(デービッド・キャメロン首相とジェレミー・ハント文化大臣の他、ジョージ・オズボーン財務大臣、ウイリアム・ヘイグ外務大臣、マイケル・ゴヴ(Michael Gove)教育大臣等)と緊密な関係にあった事実(69)に注目すべきである。特に、デービッド・キャメロン首相は、NC側の本件買収責任者たるジェームス・マードックやNIの実力者として本件買収を側面支援したレベッカ・ブルックスと二〇一〇年末にその買収額を議論して(70)おり、一連の電話盗聴事件が発覚する直前の二〇一一年六月、ルパート・マードックが主催したNI夏季パーティーに参加した(一五日)後、本件買収を承認する意思を表明した(三〇日)(71)。また、ジョージ・オズボーン大臣は、二〇一〇年末レベッカ・ブルックスとデービッド・キャメロン首相が接触した直後に彼女に会い、本件買収に対する

Ofcom の反対意見に対抗して実質的な議論を行った。⁽⁷²⁾ デービッド・キャメロン首相とジョージ・オズボーン大臣はジェレミー・ハント大臣を擁護しつつも、本件買収への影響力の行使を否定したが、⁽⁷³⁾ 上記のような情況に鑑み、その信憑性に疑問を呈さざるを得ない。

以上によれば、本件買収は、結果的には失敗に終わったものの、デービッド・キャメロン首相をはじめ核心閣僚等がNCとNIを後押する立場から進められたことは明らかである。このような政府の態度は、NIが二〇一〇年五月総選挙で保守党支持に転換し、政権交代を実現したことへのある種の見返りとしての性格が強い。NC側は本件買収を二〇一〇年五月総選挙の直後に公式化し、デービッド・キャメロン新政権からの全面支援を狙ったものと見られる。

二 メディア帝国と警察権力の癒着

電話盗聴事件の再捜査で明らかになったように、その原捜査は完全な失敗であった。警視庁は二〇一一年一月電話盗聴事件の再捜査の着手に至るまで、「Now」の電話盗聴の蔓延疑惑が相次いで提起されたにもかかわらず、再捜査の必要性を否定し、犯罪を放置してきた。これは、単に捜査怠慢と見做すことはできず、警察のNIへの庇護として映る。

実際、二〇一一年七月一連の電話盗聴事件発覚に至るまで、NIと警察は不適切な関係にあった。何よりもNI関係者と警視庁高官等は非常に親密な関係を保ち、相互の便宜供与に積極的であった。例えば、警視庁は二〇〇九年一〇月より一年間、「Now」のネイル・ウォリス前副編集長を警視庁戦略コミュニケーションコンサルタントとして起用し、警視庁首脳は二〇一一年前半数か月間、ネイル・ウォリスが関わっていた高級健康管理施設を無料で利用した。

また、NIは「サン」を中心に警察官と金銭授受を通じて、多数の個人の内幕情報の探知・収集を行った。このような状況から、NIが長期にわたり違法な取材行為を繰り返しながらも、隠蔽することができた背景として、警察の直接的・間接的助力を疑わざるを得ない。

では、電話盗聴事件の原捜査失敗を中心に、NIと警視庁首脳部の癒着関係を明らかにしつつ、双方の情報取引について検討する。

1 NIと警視庁首脳部の癒着

（１）事実関係

A 原捜査失敗

警視庁のカリアティード捜査班（Operation Caryatid）は二〇〇五年～二〇〇六年電話盗聴事件の原捜査を遂行した。同捜査は当時、ピーター・クラーク（Peter Clarke）警視監補が捜査責任者で、その上部の指揮系統はアンディー・ヘイマン（Andy Hayman）警視監、ポール・ステイブンソン警視総監補、イアン・ブレア（Ian Blair）警視総監につながっていた。同捜査は、王室電話盗聴事件を契機に二〇〇五年開始され、「Now」のクライブ・グッドマン王室担当編集者と私立探偵グレン・マルケアの逮捕・起訴を経て、二〇〇七年一月に二人の有罪判決を得た。この結果は、電話盗聴事件を「一不良記者の仕業」と位置付けたNIと「Now」の主張と相通する。しかし、後の再捜査で明らかになったように、警視庁は二〇〇六年八月、三八七〇人の盗聴リスト等を記した一万一〇〇〇頁に及ぶいわゆる「グレン・マルケアファイル」を押収しながらも、二〇一〇年秋までの四年間、ごく一部の被害者（三六人）にしか盗聴被害の可能性を通知せず、証拠物を封印した。一方、同ファイルの存在を示唆する「ガーディアン」二〇〇九年七月

九日付報道を受け、前述の如く同ファイルに記載された被害者有志（ジョン・プレスコット元副首相、クラス・ブライアント労働党議員、ブライアン・パディック自民党議員等）は、情報開示を怠った警視庁の当初の対応につき違法性（人権侵害）を理由に司法審査を請求した。

その後、警視庁は「No.1」の電話盗聴の蔓延事実を示唆する「ガーディアン」二〇〇九年七月九日付報道を契機に、ポール・ステイブンスン警視総監の命令によりジョン・イエーツ警視監が電話盗聴事件の原捜査について検証するようになった。ジョン・イエーツ警視監は入念に検証したが、留意すべき追加証拠はないとし、再捜査の必要性を否定した。⁽⁷⁴⁾むしろ、ポール・ステイブンスン警視総監とジョン・イエーツ警視監は「ガーディアン」をそれぞれ訪問し、上記報道が不当であるとし、ニック・デビス記者の執拗な追及を阻もうとした（二〇〇九年二月一日、二〇一〇年二月一九日）。⁽⁷⁵⁾にもかかわらず、類似事件をめぐる通報と内部告発等が相次ぎ、「No.1」の電話盗聴の蔓延疑惑と警視庁の手抜き捜査疑惑が浮上し、下院文化委員会と内務委員会においてこの問題が取り上げられた（二〇〇九年二月二〇一〇年セクション）。

結局、警視庁は主に「ガーディアン」のニック・デビス記者の緻密かつ継続的な調査報道で追及され、電話盗聴事件の原捜査の開始から約五年が経過した二〇一一年一月、三つの専担捜査班を設けて再捜査を開始した。警視庁は二〇一二年二月七日、再捜査過程で原捜査失敗が白日の下に晒された中、被害者有志が請求した原捜査をめぐる不作為の違法性が認められたこと⁽⁷⁶⁾を受け、被害者に公式謝罪する声明を発表した。⁽⁷⁷⁾しかし、警視庁は原捜査失敗を根本的に認めたわけではない。原捜査責任者であったピーター・クラーク警視監補は二〇一一年七月下院内務委員会において、ロンドン同時爆破テロ（二〇〇五年七月）を機に社会的に高度のテロへの警戒が強かった二〇〇六年中盤当時、自身が兼務していた警視庁テロ対策局が膨大なテロ関連作戦（七〇以上）を遂行したところ、捜査人員配置上明白な

物理的危険性のないプライバシー侵害事案よりは、人命保護のためテロ防止事案を優先せざるを得なかったと弁明した。⁽⁷⁸⁾

B N Iと警視庁首脳部の交流

N Iと警視庁首脳部は、多様な形態の交流を通じて長い間蜜月関係を保ってきた。代表的な例として、「NOW」編集長を経て二〇〇三年より「サン」編集長を務めていたレベッカ・ブルックスは二〇〇二年八月～二〇〇四年十二月、ジョン・ステイブンス (John Stevens) 警視総監と高級クラブで三回会食しており、ジョン・ステイブンス警視総監は退職直後の二〇〇五年、「NOW」と「タイムズ」によりコラムと自伝掲載の機会を得て七〇〇〇ポンドの報酬を得た。⁽⁷⁹⁾ N Iと協力関係にあった警視庁関係者は、首脳部のみならず、下位職においても見られる。⁽⁸⁰⁾ 特記すべきは、〈表三〉が示すように、N Iと警視庁首脳部は極度に敏感な時期であった電話盗聴事件の原捜査の開始直前から再捜査開始の直前まで、延べ三六回の定期会合を行ったことである。

〈表三〉 N Iと警視庁首脳部の会合（二〇〇五年一月～二〇一〇年一月）

日 付	N I関係者	警視庁高官	行事（目的）
二〇〇五・一一・八	「NOW」関係者	アンディー・ヘイマン警視監	夕食会
二〇〇六・一二・一	「タイムズ」編集部員	アンディー・ヘイマン警視監	昼食会
二〇〇六・一二・一	「タイムズ」編集部員	イアン・ブレア警視総監、 ポール・ステイブンスン警視総監補	昼食会

日 付	NI関係者	警視庁高官	行事(目的)
二〇〇六・三・一	「サンデー・タイムズ」編集長	イアン・ブレア警視総監	ミーティング
二〇〇六・四・二五	「Now」関係者	アンディー・ヘイマン警視監	夕食会
二〇〇六・六・一	「サン」編集長	イアン・ブレア警視総監	ミーティング
二〇〇六・九・一	「Now」副編集長	ポール・ステイーンソン警視総監補	夕食会
二〇〇六・一一・一	「サンデー・タイムズ」編集長	イアン・ブレア警視総監	昼食会
二〇〇六・一二・一	「タイムズ」編集長	イアン・ブレア警視総監	ミーティング
二〇〇七・三・二九	「Now」関係者	アンディー・ヘイマン警視監	昼食会
二〇〇七・六・一	「Now」編集部員	イアン・ブレア警視総監	昼食会
二〇〇七・七・一	「タイムズ」関係者	アンディー・ヘイマン警視監	ドリンクレセプション
二〇〇七・九・一	「サン」編集長	イアン・ブレア警視総監	昼食会
二〇〇七・九・五	「Now」関係者	アンディー・ヘイマン警視監	昼食会
二〇〇七・一一・一	「Now」副編集長	ポール・ステイーンソン警視総監補	夕食会
二〇〇七・一一・一六	「Now」関係者	アンディー・ヘイマン警視監	夕食会
二〇〇八・二・一	「Now」副編集長	アンディー・ヘイマン警視監	夕食会
二〇〇八・四・一	「サン」副編集長	ポール・ステイーンソン警視総監補	夕食会
二〇〇八・八・二九	「タイムズ」関係者	ジョン・イエーツ警視監	昼食会
二〇〇八・一〇・一	「Now」副編集長	ポール・ステイーンソン警視総監補	ミーティング

二〇〇八・一〇・一	「Now」副編集長	ポール・ステイブソン 警視総監補	夕食会
二〇〇九・一・六	「サン」関係者	ジョン・イエーツ 警視監	昼食会
二〇〇九・二・一	「Now」副編集長	ポール・ステイブソン 警視総監	夕食会
二〇〇九・三・二〇	「サン」関係者	ジョン・イエーツ 警視監	昼食会
二〇〇九・四・一	「サン」関係者	ポール・ステイブソン 警視総監	昼食会
二〇〇九・五・一	「Now」副編集長	ポール・ステイブソン 警視総監	夕食会
二〇〇九・六・一	NC関係者	ポール・ステイブソン 警視総監	NCのレセプション
二〇〇九・六・一	「タイムズ」編集長	ポール・ステイブソン 警視総監	昼食会
二〇〇九・六・一	「Now」副編集長	ポール・ステイブソン 警視総監	夕食会
二〇〇九・七・一	「サンデー・タイムズ」編集長	ポール・ステイブソン 警視総監	昼食会
二〇〇九・九・八	「サンデー・タイムズ」関係者	ジョン・イエーツ 警視監	夕食会
二〇〇九・一一・一	Sky News 首脳	ポール・ステイブソン 警視総監	昼食会
二〇〇九・一一・五	「Now」編集長及び犯罪報道編集者	ジョン・イエーツ 警視監	夕食会
二〇一〇・四・一	NIのCEO	ポール・ステイブソン 警視総監	昼食会
二〇一〇・六・一	NC関係者	ポール・ステイブソン 警視総監	NCのレセプション
二〇一〇・一一・一	「サン」編集長	ポール・ステイブソン 警視総監	飲み会

出典：ディー・ドシー（Dee Docey）ロンドン市議会議員兼警視庁職員の提供資料に基づいて Those senior Met Police lunches and dinners with News International: get the list, *The Guardian* (13 July 2011) を再引用。

NIと警視庁の交流において際立つ人物は、〈表三〉から分かるように、前者の「Now」のネイル・ウォリス副編集長、後者のアンディー・ヘイマン警視監、ポール・ステイブソン警視総監、ジョン・イエーツ警視監である。では、彼等の交流の具体的な内容を確認してみよう。

第一に、アンディー・ヘイマン警視監はプレスとの架橋の構築のため、二〇〇六年四月二五日「Now」正副編集長との夕食会を含むNI関係者と頻繁に高級食事をを行い、二〇〇七年二月非違嫌疑（女警との不適切な関係、金銭非違）で警視庁を退職した後、二〇〇八年七月NI傘下の「タイムズ」のコラムニストとして雇用された（年間報酬一万ポンド⁽⁸¹⁾）。また、電話盗聴事件の原捜査当時、検事総長であったケン・マクドナルド（Ken Macdonald）も退職直後の二〇〇九年二月より「タイムズ」のコラムニストとして活動した⁽⁸²⁾。

第二に、ポール・ステイブソン警視総監は警視総監補時代からNI関係者と頻繁に交流する（二〇〇五年～二〇一〇年、NIが全メディア接触の三〇%、「Now」単独が一七%を占めた⁽⁸³⁾）。一方、特に二〇〇九年九月にネイル・ウォリス（二〇〇九年「Now」退職後、PR会社チャミ・メディア（Chamy Media）経営）を警視庁のディック・フェドルシオ（Dick Fedorcio）広報官を通じて警視庁戦略コミュニケーションコンサルタントとして一年間採用しており（二〇〇九年一月～二〇一〇年九月、報酬二万四〇〇〇ポンド）、二〇一一年序盤腫瘍摘出手術後のリハビリテーション中、ネイル・ウォリスと関わりのある高級健康管理施設を数か月間無料で利用した（二〇一一年一月～四月、一万二〇〇〇ポンド相当⁽⁸⁴⁾）。

第三に、ジョン・イエーツ警視監はNI幹部等と頻繁に交流したが、特にネイル・ウォリスとはサッカー観戦を楽しむ等格別な間柄で、ネイル・ウォリスの警視庁戦略コミュニケーションコンサルタントの起用に際しポール・ステイブソン警視総監とともに裁可しており、二〇〇九年六月ネイル・ウォリスの娘の警視庁の採用に関与した（二

〇〇九年一月、ネイル・ウォリスから彼の娘の履歴書を受け取り、警視庁人事部長に彼がポール・ステイブンスン警視総監の親密な助言者であること、彼の娘の素養・人柄が優れていること等を強調したメッセージを添えて転送した。その後、ネイル・ウォリスの娘は二〇〇九年六月から九か月の臨時職を経て人事部の正規職員として採用された⁸⁶⁾。その他、ディック・フェドルシオ広報官は、ネイル・ウォリスを採用した他、二〇〇三年～二〇〇五年、レベッカ・ブルックスが「サン」の編集長在職当時、彼の息子とイアン・ブレア警視総監の息子の「サン」へのインターン採用を斡旋した⁸⁶⁾。また、レベッカ・ブルックスは二〇〇七年にイアン・ブレア警視総監に依頼して警視庁の退役馬を借り、以後数年間、彼女の夫やデービッド・キャメロン保守党党首と乗馬に興じた（二〇〇八年～二〇一〇年⁸⁷⁾）。

（２）検討

A 原捜査失敗の原因

警視庁の電話盗聴事件の原捜査失敗は、警視庁自身が説明するように、当時の大規模対テロ作戦という職務遂行の切迫性を勘案すると、やむを得ない側面もある。しかしながら、警視庁が二〇〇六年八月、原捜査でNIの数千人に対する電話盗聴を示唆するいわゆる「マルケア・ファイル」を確保したにもかかわらず、二〇一〇年秋まで封印したのは不可解である。このような警視庁の態度は、電話盗聴における「NoMI」の組織的関与を推知させる事実（私設探偵グレン・マルケアの多年間雇用、王室盗聴以外の事件の秘密裏の解決、「ネビル電子メール」の存在等）を箝口し、「一不良記者の仕業」抗弁を合理化するNIの立場を追認することに他ならない。警視庁が「マルケア・ファイル」を端緒として捜査を続行したならば、芋づる式に被疑者を一網打尽し、追加被害を防いだはずである。しかも、警視庁は「ガーディアン」二〇〇九年七月九日付報道を機に行われた、ジョン・プレスコット元副首相等被害者有志による

同ファイルの情報開示請求に真摯に応えていない。加えて、警視庁は電話盗聴事件の再捜査の圧力下にあった二〇〇九年九月、電話盗聴嫌疑を持たれていた「Now」出身のネイル・ウォリスを戦略コミュニケーションコンサルタントとして招聘する大胆さを見せた。以上のような経緯によれば、警視庁の原捜査失敗は、当時のテロ等犯罪対応の特殊性では説明し難く、捜査怠慢の域を越えて事実上捜査忌避と言っても過言ではない。

では、警視庁が電話盗聴事件の原捜査に消極的であった原因はどこにあるのか。NIと警視庁高官（電話盗聴事件捜査責任者）の関係にその端緒を見出すことができる。前述した事実関係から分かるように、NI関係者と警視庁高官等は電話盗聴事件の原捜査の開始直前から再捜査の開始直前まで、他のメディアと警視庁の接触からは観察することのできない頻繁な定期会合を通じて、不健全な関係を保っていた。双方の不健全な関係は、NIが電話盗聴事件の原捜査班（キャリアード捜査班）を指揮していたアンディー・ヘイマンを後にコラムニストとして雇用し、反対に警視庁は「Now」編集幹部出身ネイル・ウォリスを戦略コミュニケーションコンサルタントに起用した事実の端的に表れている。犯罪者と捜査官の裏取引を彷彿とさせる。このような関係の下、原捜査自体は勿論、再捜査の実施要否検討が正常に行われたとは考え難い。

実際、アンディー・ヘイマンが二〇一一年七月下院内務委員会において、電話盗聴事件の原捜査当時、自身は詳細な捜査内訳を把握しておらず、ただ追認する役割（rubber-stamp）に過ぎなかったと主張したのは、まともな捜査体制が整っていなかったことを自認したことに他ならない。一方、彼は「タイムズ」のコラムニストとして「ガーディアン」二〇〇九年七月九日付報道を受け、徹底的に原捜査を行ったと反駁するコラムを掲載した⁽⁸⁹⁾。また、ジョン・イエーツが再捜査の実施要否検討は僅か八時間で終わり、「マルケア・ファイル」の内容は検討しなかったと認め⁽⁹⁰⁾、ポール・ステイブソンが二〇〇九年当時、電話盗聴事件に対する警視庁の姿勢は閉鎖的（closed mindset）であったと

認め⁽⁹¹⁾たように、再捜査の実施要否検討は原捜査の正当性を付与する一種の様式行為に過ぎなかったのである。しかも、警視庁を監督するロンドンのポリス・ジョンソン市長は当初、警視庁の再捜査不要決定を擁護したが、これもルパート・マードックやNIとの癒着関係を傍証する。

以上、警視庁の電話盗聴事件の原捜査失敗の原因は、NIと警視庁の癒着関係にあり、双方が共謀ではない共謀により真実を隠蔽してきたと言える。すなわち、相互利益交換関係の下、NIは故意に捜査を妨害し、警視庁は防禦的・消極的な捜査で応じたのである。ところが、一連の電話盗聴事件発覚以後、NIと警視庁首脳部が互いに責任転嫁したのは興味深い。NIは、警視庁の原捜査失敗と再捜査の実施要否検討の不十分さは腐敗やNIとの過度に親密な関係の産物ではなく、警視庁自身の問題であるとし、NIの捜査への組織的関与や政治家を通じての不適切な影響力の行使を否認した⁽⁹²⁾。また、ルパート・マードックは二〇一三年三月、「サン」職員等との会合で、警視庁が電話盗聴事件捜査において無能さを露呈し、大げさな対応（大規模警察力の動員）でジャーナリスト等を検挙したと主張し、警視を貶めた⁽⁹⁴⁾。これに対し、警視庁はNIが原捜査に非協力的であったと応酬した⁽⁹⁵⁾。

B 事後推移

警視庁高官との癒着を主導したNI幹部（レベッカ・ブルックス、アンディー・コールソン、ネイル・ウォリス等）は、電話盗聴事件の核心被疑者でもある。彼等は、電話盗聴共謀等の嫌疑で起訴されたが、司法判断が分かれた（後述）。

一方、一連の電話盗聴事件発覚を受け、NIと癒着関係にあった警視庁高官のうちポール・ステイブソン（二〇一一年七月一七日）、ジョン・イエーツ（同一八日）、ディック・フェドルシオが相次いで辞任した（二〇一二年三月二八日）。彼等の辞任は、道義的責任を負ったというより、非違行為に対する警視庁の懲戒を免れるための計略で

あったと考えられる。

警視庁は二〇一一年七月一八日、①警視庁の前職・現職高官四人（ポール・ステイブンスン、ジョン・イエーツ、アンディー・ヘイマン、ピーター・クラーク）の電話盗聴事件捜査責任に関する件（事案一）、②個別事案としてジョン・イエーツのネイル・ウォリスの娘の警視庁採用への関与に関する件（事案二）、同年七月一九日、③個別事案としてデリック・フェドルシオのネイル・ウォリスの警視庁戦略コミュニケーションコンサルタントへの起用に関する件（事案三）につき、それぞれ独立警察苦情処理委員会（Independent Police Complaints Commission, IPCC, 二〇一八年一月より警察独立監察庁（Independent Office for Police Conduct, IOPC）に改名）に回付した。特に、事案一は大きく⑦ポール・ステイブンスンの捜査（ジョン・イエーツ指揮下の原捜査検討）、④ポール・ステイブンスンの健康管理施設の無料利用、⑤ジョン・イエーツの原捜査検討、⑥ピーター・クラークの原捜査、⑧アンディー・ヘイマンの原捜査から構成される。

IPCCは二〇一一年八月一七日、事案一の⑦⑧につき追加調査を要する非違行為に該当しないと決定し、二〇一二年一月一〇日、事案三につき非違行為に該当すると決定し、同年三月一三日、事案二につき非違行為に該当しないと決定した。^{⑨⑥}警視庁がIPCCの決定後、事案三につき重大非違行為と見做し、二〇一二年三月末に懲戒手続を開始しようとした（IPCCも同意）矢先に、デリック・フェドルシオが辞任した。

以上、警視庁は警視庁高官等の電話盗聴事件の手抜き捜査及びネイル・ウォリスとの関わりをめぐる非違行為に対し、デリック・フェドルシオを除けば、事実上免罪符を与えた。しかし、デリック・フェドルシオも内部懲戒手続開始前に辞任したことで、懲戒処分を免れた。問題は、IPCCの各事案への調査・決定が独立的に行われたとは言え、決定理由によると、当事者の責任回避的弁解を鋭く追及せず、拙速さが目立つことである。IPCCは二〇一二年四

月一二日、事案二と事案三に対し、業務境界を不明確にし、無分別な判断であったと当事者を非難しつつも、先の決定を覆したわけではない。結局、警察は、電話盗聴事件捜査を含む警視庁高官とN Iの癒着関係及びネイル・ウォリスとの利益交換の核心に迫ることができず、中途半端な内部対応で事態収拾を図ったのである。

2 N Iと警察の情報取引

(1) 事実関係

N Iは「サン」を中心に警察官と金銭授受を通じて、多数の個人の内密情報の探知・収集を行った。警視庁首脳部も、電話盗聴事件発覚以後、メディアと警察の金銭授受による情報取引の事実を明示的・默示的に認めた。すなわち、スー・エイカーズ警視監補は二〇一二年二月、「サン」の「違法な金銭支給文化」を指摘しつつ、公職者の汚職事件(N I傘下の新聞等と金銭授受)の一部を公開した。⁽⁹⁹⁾ また、ジョン・イエーツ前警視監の後任であるクレシダ・ディック(Cressida Dick)警視監も同年三月、メディアと一部警察官の金銭授受と情報漏洩を認めた。⁽¹⁰⁰⁾

警視庁による電話盗聴事件の再捜査の結果、警察官等公職者に対する違法な金銭支給嫌疑で検挙された者は、N I関係者が多数を占める。とりわけ、「サン」関係者はニュースストーリーに必要な他人の内密情報の入手手段として、金銭授受を多用していた。⁽¹⁰¹⁾

電話盗聴事件発覚を受け、警察のプレスとの金銭授受等非違疑惑も浮上したことから、テレサ・メイ内務大臣は二〇一一年七月一二日、警察改革法(Police Reform Act 2002)に基づきI P C Cにイングランド・ウェールズ地域警察の非違に関する報告書の提出を要請した。また、警視庁は同年七月一八日、エリザベス・フィルキン(Elizabeth Filkin)元議会倫理基準コミッショナーに警視庁とメディアの関係の究明を委託した。その他、I P C Cは同年八月四日、個

別事案としてミリー・ダウラー殺害事件(二〇〇二年)捜査を担当していたサリー(Surrey)州警察所属警察官が「Now」記者等に金銭授受により他人の内密情報を無断で提供したという複数の通報を受け、調査を開始した。

IPCCは調査を経て、テレサ・メイ内務大臣に二度(二〇一一年八月、二〇一二年五月)にわたり調査報告書を提出した^⑩。二つの報告書によると、二〇〇八年～二〇一一年非違事案のIPCCへの回付件数は八五四二件(一三人有罪確定)に及ぶが、二〇一一年七月までジャーナリストから情報提供の対価として金銭を收受した警察官の回付事案はなかった。

エリザベス・フィルキン元議会倫理基準コミッショナーは二〇一二年一月四日、書類検討及び利害関係者一三七人(各階級別警察官、警視庁、IPCC、記者、新聞編集者、財界人、政治家等)へのインタビュに基づき、警察のメディアへの不適切な情報提供と警察とメディアの不適切な関係の実態を明らかにしつつ、警視庁とメディアの親密な関係が深刻な害悪を招いたという趣旨の報告書(「フィルキン報告書」)を警視庁のバーナード・ホーガン・ハウ(Bernard Hogan-Howe)警視総監に提出した^⑪。同報告書は、警察のメディアへの不適切な情報提供の類型として①私益のための故意による情報漏洩、②他の情報公表の防止・稀釈のための情報取引、③対価を得て著名人等の動静情報提供、④情報への賄賂・金銭報酬、⑤組織内不平等による不適切な情報提供、⑥その他規制されない接触を挙げ、警察とメディアの不適切な関係の実態として⑦アクセスの不均衡(選別的特別な関係)、⑧過剰接待、⑨警察階級間におけるリーダーシップの不在、⑩警視庁のメディア接触における透明性の欠如、⑪警視庁のメディア接触の公開性・透明性原則の未確立、⑫警視庁の公衆(メディアを含む)への情報提供の不十分性等を提示して各々の改善を勧告した。

一方、IPCCは二〇一二年二月三日、ミリー・ダウラー殺害事件の捜査情報をめぐる警察官と「Now」の金銭授受の主張に対し、事実を立証できる証拠がないと結論付けた。⁽¹⁰⁾

（２） 検討

NIを含むプレスと一部警察官の金銭授受による他人の内密情報の取引は、警視庁のエルヴェデン捜査班（Operation Elveden）により大部分が明らかになっている（後述）が、「フィルキン報告書」はこのような黒い取引をより包括的かつ実証的に示しているところが注目される。エリザベス・フィルキン元議会倫理基準コミッションによると、高位警察官は、下位警察官が驚愕するほどNIを中心にプレスから多数の賛応接待を受けており、不適切な私生活問題の口止めとしてジャーナリストに特ダネを提供する取引も行った。⁽¹⁶⁾ 勿論、不適切な賛応接待を受けた警察官は贈収賄防止法等に基づき処罰され得るが、警察の贈り物・接待（gifts and hospitality）政策に関する内部規範の制裁対象になるのは言うまでもない。ここで留意すべきは、このような金銭授受による情報取引は、前述したNIと警視庁首脳部の癒着関係の延長線上にあり、腐敗した新聞企業NIと腐敗した警察官の利害関係の産物である。

以上によれば、警視庁が地位の高下を問わず、広くNIと不適切な関係、すなわち利益交換関係を形成していたことは否めない。にもかかわらず、警察は問題の警視庁高官に事実上免罪符を与えており、メディアとの接触における悪しき慣行と決別する自省と自浄努力も十分に尽くしていない。上記したIPCCの二つの調査報告書は、警察官の膨大な非違行為の蔓延事実を把握しながらも、当初テレサ・メイ内務大臣が報告書の提出を要請した発端となった情報提供をめぐるジャーナリストとの金銭授受事案につき、IPCCへの回付がなかったとし、深く追及しなかった。また、その後公表されたIPCC年次報告書においても、電話盗聴事件捜査の不備やNIとの不適切な関係をめぐる

警視庁前高官等の回付事案及び個別回付事案に関するIPCの決定を確認するに止まり、警察の対メディア関係への根本的な改革の処方箋は見られない。⁽¹⁶⁾

一方、「フィルキン報告書」は、警視庁とメディアの不適切な関係の大部分を実証的に確認し、警視庁に健全な対メディア関係を確立するよう促した点で意義が大きい。特に、同報告書が警察官の記者との軽率な接触と記者からの飲酒接待の危険性を指摘したことを受け、警視庁のバーナード・ホーガン・ハウ警視総監は直ちに、部下達に記者との不適切な接触を公式的に警告したのである(二〇一二年一月四日)⁽¹⁷⁾。ただ、このような措置がメディアの正規ルート以外の警察取材を過度に制限し、警察の公務遂行に関する公衆の知る権利を阻害してはならないのは論を俟たない。

三 小結

1 メディア帝国の実体と対権力関係

ルパート・マードックが率いるメディア帝国NCは、一九六〇年代より新聞ニュース・情報に続き、一九九〇年代からは放送において煽情性を主武器とする、いわゆるタブロイド化を確立してきた。⁽¹⁸⁾ 彼はこのような基本路線の下、一九六九年英国内事業に着手して以来、プレスと放送の両面から持続的なM&Aにより事業拡大を図り、強固な地位を築いてきた。

しかし、ルパート・マードックは対内的にはNI傘下の新聞の人事や編集部門をコントロールしつつ、対外的にはNI傘下のメディアの強いパワーを背景に英国の歴代政権の政策に影響力を行使してきた。従って、早くから「サンデー・タイムズ」のアンドリュー・ネイル(Andrew Neil)元編集長がルパート・マードックを太陽王(Sun King)と

形容し、全ての権威は彼に由来すると言及したのは、ルパート・マードックと帝国の実体について正鵠を射ている。⁽¹⁰⁾ N Iの英国内における準独占的メディアコントロールは、政治指導者等のルパート・マードックとN Iへの屈従を招いた。⁽¹¹⁾

ルパート・マードックとN Iは実益を計算して時の政治権力に迎合したり、政権交代を主導する等、政治にダイナミックに介入してきた。これは、強大なパワーを誇るN Iメディアの支持を渴望する政治指導者等が自ら招いた結果でもある。レベソン委員会も、一九七〇年代末マーガレット・サッチャー政権以降、歴代政権とプレスの関係、政府のメディア政策（ルパート・マードックの事業拡大への便宜供与等）から、政治家とプレスが過度に親密な関係にあったと指摘した。⁽¹²⁾ 結局、双方のこのような不健全な関係は、ルパート・マードックのメディアの集中とN Iに対する政治家の追従（特に、デービッド・キャメロン政権のアンディー・コルソンの公職採用、N Iメディアに対する厚遇等）を生み、政府のメディア政策の歪曲を招いた。とりわけ、後者は、「タイムズ」・「サンデー・タイムズ」買収とBSCによる買収騒動が如実に示している。両事案において買収申請者であるNCとその審査・承認者である政府は、正規の買収手続を避け、NCに有利な道を模索した疑いが強く、民主主義が資本主義に承服したと言えよう。

また、レベソン委員会も明らかにしたように、N Iは警視庁首脳部と異常な関係を形成する一方、取材・報道現場で警察官等公職者から他人の情報提供を受ける見返りに、彼等に贈賄や饗応接待を繰り返した。⁽¹³⁾ 特に、N I関係者と警視庁高官等は、電話盗聴事件の原捜査の開始直前から再捜査の開始直前まで定期的に会合を持ちつつ、いわゆる回転ドア現象（revolving door phenomenon）とも言える危険な利益交換（「タイムズ」が警視庁を退職したアンディー・ヘイマンをコラムニストとして採用し、警視庁は「Now」を退職したネイル・ウォリスを戦略コミュニケーションサルトンとして起用したのが典型）の連鎖に陥った。両者のこのような利益交換関係は、警視庁の電話盗聴事件

の原捜査失敗や再捜査の抑制と密接に関わっていると考えられる。

メディアと権力は、従前のN Iと権力（政治家・警察）の不健全な関係を省み、関係を再設定することが緊要である。両者の本来の役割、すなわち前者は公共の知る権利に基づく権力監視、後者は透明で責任ある公務遂行を担い、透明かつ健全な関係に生まれ変わるべきである。

2 電話盗聴事件と腐敗権力

前述したように、電話盗聴事件は主にN I傘下の新聞が犯しており、その背景は、煽情主義を主武器とするタブロイド紙の商業至上主義やガバナンスの機能不全にある。ここで、N Iと権力の不健全な関係が必ずしも電話盗聴の主因ではないものの、遠因であることは否定できない。権力をチェックすべきメディアと公衆に対して説明責任を果たすべき権力の歪な蜜月関係が、結局、長い間権力による「Loom」等の電話盗聴へのチェックを妨げ（事実上幫助）、N Iによる電話盗聴の隠蔽工作の成功を支えたからである。実際、デービッド・キャメロン首相が一連の電話盗聴事件発覚直後、政治指導者等がメディアの支持確保のためメディアと過度に親密な関係を形成したと認めつつ、プレスに蔓延していた違法行為の兆候を無視したと言及したことは示唆するところが大い⁽¹⁾。

N Iの要職にあったレベッカ・ブルックス、アンディー・コールソン、ネイル・ウォリス等は、電話盗聴事件の直接的・間接的責任者であり、政治家・警察と癒着関係を主導した勢力でもある。特に、政治家との癒着は、ルパート・マードック父子もその当事者である。メディアと政治家・警察の接触は公衆の知る権利の充足において極めて重要であるが、問題は、その接触の動機と方式である。N I幹部等と政治家・警察の接触は、事業や利権、政治的利害関係が優先視された傾向があり、その方式も不透明で私的な関係が支配的であった。

二〇〇〇年代初頭から二〇一一年七月一連の電話盗聴事件発覚に至るまで、新聞の違法な情報収集が断続的に問題となり、NI幹部等に対する議会の調査が数次にわたり実施されたが、被調査者等の事実誤導により悉く失敗した。NIは自身の非違行為に対する議会の真相究明に向けた調査を無力化させるため、調査主体である下院文化委員会委員等の私生活への監視も敢行した。いずれにしても、政界の電話盗聴事件の真相究明が失敗に終わった背後には、歴代首相を含む政治指導者等のルパート・マードックをはじめとするNI幹部等との公私にわたる過度に親密な関係が潜んでいることを看過してはならない。

一方、警視庁は電話盗聴事件の原捜査に完全に失敗しただけでなく、その後、「NoMI」の電話盗聴の蔓延事実を示す「ガーディアン」二〇〇九年七月九日付報道や一部被害者の「マルケア・ファイル」の情報開示請求にもかかわらず、再捜査の機会を自ら剥奪してしまった。警視庁は「ガーディアン」二〇〇九年七月九日付報道の不当性を公然と主張する一方、議会に対して原捜査の欠陥を否定した。警視庁のこのような姿勢は、再捜査開始の直前まで、警視庁の電話盗聴事件捜査指揮官等がNI幹部等と頻繁な定期会合を通じて、不健全な利益交換関係に発展していたことと無縁ではない。

ところが、NIと警視庁首脳部はレベソン委員会において国民を欺罔した過去の秘密会合についてその接触自体を否定したり、癒着等の不純な動機がなかったと強弁した。しかも、両者は電話盗聴事件の原捜査失敗をめぐり、互いに責任転嫁する様子を見せた。特に、政治家等はプレスとの不健全な関係よりは、主に電話盗聴事件が露呈した既存のプレス規制の非有効性を強調し、彼等に向けられた非難の矛先をかわそうとした。また、警視庁高官等は内部懲戒手続を恐れて相次いで辞任しており、警察内部のIPCC等による真実究明努力も不十分であった。

以上、腐敗した新聞企業（NI）と腐敗した権力（政治家・警察）の不健全な利益交換という負の連鎖が、電話盗

聴のような違法な情報収集行為を防ぐ政治的・法的システムの正常な動作を阻害したと言えよう。

- (1) BSKyBの持株会社 BSKyB plc は二〇一四年一月 Sky Italia と Sky Deutschland を買収して Sky plc に改名し、BSkyB と Sky UK に改名した。
- (2) John Plunkett and Ami Sedghi, 'Sun has torn into Ed Miliband even more viciously than it hit Neil Kinnock', *The Guardian* (6 May 2015).
- (3) Keith Rupert Murdoch, *In the Matter of the Leveson Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press: Witness Statement of Keith Rupert Murdoch* (Leveson Inquiry, 12 April 2012), 25.
- (4) Rebekah Brooks, *In the Matter of the Leveson Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press: Statement of Rebekah Mary Brooks* (Leveson Inquiry, 2 May 2012), 11.
- (5) BBCのランス・プライス (Lance Price) 元記者は、ルパート・マードックの順調な事業上の利益追求が労働党への政治的順風になぜことを確認した状況を明らかにした。Lance Price, *Where Power Lies: Prime Minister v. the Media* (Simon & Schuster UK, 2010), 333.
- (6) ピーター・マンデルソン (Peter Mandelson) 労働党議員は二〇〇九年一月BBCとのインタビューで、次期総選挙を控え「サン」は保守党への支持を、保守党は選挙勝利後NIへの便宜供与を約束したと言及した。Mandelson attack on 'crude' Sun, *BBC* (11 November 2001).
- (7) Keith Rupert Murdoch, n (3) above, 24–25, 39.
- (8) Malcolm Dean, *Democracy Under Attack: How the Media Distort Policy and Politics* (The Policy Press, 2013), 45–46.
- (9) Competition Commission, *Acquisition by British Sky Broadcasting Group Plc of 17.9 percent of the Shares in ITV Plc* (14 December 2007), 78.
- (10) レビンソン委員会におけるジョン・メージャー元首相の口頭証言 (二〇一一・六・一一)。
- (11) Keith Rupert Murdoch, n (3) above, 19, 29.
- (12) 「サン」は二〇〇九年九月三〇日付一面トップ記事 (タイトル: 'Labour's Lost It') で、次期総選挙で過去一〇年間持続された労働党

- 支持を撤回し、保守党支持に転換することを示唆した。
- (13) レンソン委員会におけるルパート・マードックの口頭証言 (二〇一二・四・二五)。
- (14) John Linsers, *The Rise and Fall of the Murdoch Empire* (John Blake, 2013), 110.
- (15) 一方、彼は一九八七年にニッザーマーケット紙の「トゥデイ」(Today) も買収したが、採算性の問題から八年後廃刊した(一九九五年一月)。
- (16) NIが一九八六年、傘下の四紙の製作工場を電子製作システムの備えた東ロンドンへの移転計画に大量失業を恐れて反対した印刷関連労働者全員(六〇〇〇人)を解雇したことに対し、労組が会社に抗議して一年余ストライキ等を展開した。労使の熾烈な攻防の末、会社側が労組を屈服させた。その重要要因として、当時、マーガレット・サッチャー政権下で改正された労組法(Trade Union Law)等が使用者側に有利に働いたことを挙げる事ができる。同争議は、ルパート・マードックのマーガレット・サッチャー政権との連帯を強固にさせた一方、「タイムズ」と「サンデー・タイムズ」の買収や同争議において会社に反発した者を中心に新しい形態の高級紙「インディペンデント」(The Independent)の創刊(一九八六年一〇月)の契機となった。Nick Temple, *The British Press* (Open University Press, 2008), 73-93.
- (17) John Linsers, n (14) above, 163-187.
- (18) Nick Davies, *Hack Attack: How the truth caught up with Rupert Murdoch* (London: Vintage Books, 2015), 167.
- (19) Keith Rupert Murdoch, n (3) above, 29-30.
- (20) 当初「同法制定に先立って公表された政府白書」(Department of Trade and Industry and the Department of Culture, Media and Sport, *A New Future for Communications* (Cm 5010, 12 December 2000) には本格的な所有規制が盛り込まれていなかったが、NIにも既に既存のクロスメディア所有規制への批判を受け、下院文化委員会第二次報告書「House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *The Communications White Paper, Second Report of Session 2000-2001 Vol I* (HC 161-I 15 March 2001) によって反映された経緯がある。
- (21) 'Call halted Murdoch deal', *The Times* (27 March 1998).
- (22) Lance Price, n (5) above, 336.
- (23) Keith Rupert Murdoch, n (3) above, 25-26.
- (24) Rebekah Brooks, n (4) above, 8-11.

- (25) Ibid. 6.
- (26) Nick Davies, n (18) above, 223–224.
- (27) ハズンハック買収ひきかへハズニッパ・トレンクスの口頭証言 (110・111・114・115)。
- (28) Andy Coulson, *In the Matter of the Leveson Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press-Witness Statement of Andy Coulson* (Leveson Inquiry, 1 May 2012), 7.
- (29) Nicholas Jones, 'How did a British Prime Minister come to depend on an Ex-Editor of the News of the World?', in Richard Lance Keeble and John Mair (ed.), *The phone hacking scandal: journalism on trial* (Arima Publishing, 2012), 95–107.
- (30) ハズンハック買収ひきかへハズニッパ・トレンクスの口頭証言 (110・111・114・115・116)。
- (31) Boris Johnson's diary reveals Brooks and Murdoch calls', *BBC* (7 October 2012).
- (32) 電話盗聴共謀嫌疑ひきかへ 社説「ふたたび」や中絶した連絡をめぐって。Hugh Muir and Chris Tryhorn, 'Call halted Murdoch deal', *The Guardian* (23 November 2009).
- (33) Tom Watson and Martin Hickman, *Dial M for Murdoch: News Corporation and the Corrupt* (Penguin Books, 2012), 57–58.
- (34) Alice Ross and Nick Mathiason, 'NI hosted nearly a quarter of hospitality enjoyed by Cameron's inner circle', *The Bureau of Investigative Journalism* (23 July 2011).
- (35) Graham Stewart, *The History of the Times: The Murdoch years, 1981-2002* (HarperCollins Canada, 2005), 45.
- (36) Malcolm Dean, n (8) above, 445.
- (37) ハズンハック買収ひきかへ 「カンパニー・タイムズ」のロドリゴ・エヴァンス (Harold Evans) 前編集長の口頭証言 (110・111・114・115)。
- (38) Keith Rupert Murdoch, n (3) above, 6–7.
- (39) Lance Price, n (5) above, 237.
- (40) Harold Evans, *Good Times Bad Times* (Bedford Square Books, 2011), 383–384, 426–427, 432.
- (41) Helia Ebrahim, Damian Reece, Alistair Osborne and Rowena Mason, 'BSkyB takeover: Rupert Murdoch moves towards full BSkyB takeover', *The Telegraph* (14 June 2010).
- (42) European Commission, *Case No COMP/M.5932-News Corp/BSkyB: Notification of 3 November 2010 pursuant to Article 4 of*

Council Regulation No 139/2004 (21 December 2010).

- (43) ①につき、NCは映画の放送権市場で十分な市場支配力を有していないこと、BSkyBの競争者は同様に魅力的なコンテンツを持つ複数の代替供給者を確保するであろうこと、NCのプレミアム映画コンテンツ、テレビ番組、基本有料テレビチャンネルはSkyの編成のごく一部であること、②につき、現在、定期購読モデルは大半の読者に魅力的ではないこと、大半の新聞のオンライン版は無料であること、③につき、NC以外のメディアによる十分な広告機会があること、NCの広告許可が有料テレビ市場に及ぼす影響が大きくないであろうこと、NCとBSkyBの市場支配力不足を勧告すると、NC新聞とBSkyBテレビチャンネルの広告の結合購買の可能性が低いこと等を摘示した。

- (44) これは合併審査対象事案 (relevant merger situation)、すなわち①買収される企業の売上高が七〇〇万ポンドを超過する場合、または②企業結合により財貨・サービスの合計が英国全土若しくはその大半の地域において二五%以上を占める場合を意味し (企業法に基づく企業結合審査ガイドライン (Merger Assessment Guidelines) para 3.1.3)、主務大臣が介入できる (企業法五八条)。一方、主務大臣は特別合併審査対象事案 (special merger situation)、すなわち①企業結合の結果、二つ以上の企業が独自性を喪失する場合、②結合企業の一方が有する新聞または放送供給占有率が英国全土若しくはその大半の地域において二五%以上を占める場合も介入できる (同法五九条)。

- (45) Office of Fair Trading. *A report to the Secretary of State for Culture, Olympics, Media and Sport in response to the European intervention notice issued on 4 November 2010 in relation to the anticipated acquisition by News Corporation of British Sky Broadcasting Group Plc: A report pursuant to Article 4(2)-(5) of the Enterprise Act 2002* (Protection of legitimate interests) Order 2003 (30 December 2010).

- (46) 二〇一〇年二月二日、ビンス・ケープル大臣の本件買収を防ぐためのNCへの宣戦布告の事実等が「テレグラフ」の秘密取材により暴露された (Robert Winnett, Vince Cable: I have declared war on Rupert Murdoch, *The Telegraph* (21 December 2010))。これを契機に、デービッド・キャメロン首相は本件買収申請の究極的判断権者 (最終承認責任者) としてビンス・ケープル大臣の公正性の欠如可能性を挙げ、即刻本件の主務大臣をジェレミー・ハント大臣に交代させた。

- (47) Ofcom, *Report on public interest test on the proposed acquisition of British Sky Broadcasting Group Plc by News Corporation* (31 December 2010).

- (48) ①の⑦につき、本件買収後NCの英国内ニュース消費者の飛躍的増加 (三二%から五一%に増加) によりNCの世論への影響力が

増大する、④につき、放送規制枠組自体がニュースの十分な多元性を保証せず、内的多元性がニュースの供給の十分な多元性を保証しない、⑤につき、本件買収は英国全土のクロスメディア・オーディエンスにニュースを提供するメディア企業支配者が十分な多元性を有しないため、公益と背馳すると解するのが相当であるとした。②に関する具体的な考慮事項として融合装置・メディアによる統合的ニュース商品の開発・展開、NCの新聞・放送チャンネル間のクロス広報、ニュース商品と多メディアサービスの抱き合わせ販売、新しい大量ニュース契約の獲得等を摘示した。また、④につき、今後市場展開において現行規制枠組はメディア所有の十分な多元性確保に関する議会の政策目標の達成に実効的ではないとし、政府に公益上十分な多元性確保のための規制枠組の再考を勧告した。

(49) NCがBSkyBのSky Newsに対する独立(Newcoに改編し、分離)と英国内ニュース供給の現状維持(十分性・多元性確保)等構造的解決を通じて、Ofcomが摘示した公益性に関する潜在的懸念を解消するという趣旨を盛り込んでいる。

(50) Office of Fair Trading, *A report to the Secretary of State for Culture, Olympics, Media and Sport in response to the undertakings in lieu offered to Schedule 2 paragraph 3 of the Enterprise Act 2002 (Protection of legitimate interests)* Order 2003 concerning the anticipated acquisition by News Corporation of British Sky Broadcasting Group Plc: A report pursuant to Section 93 of the Enterprise Act 2002 (11 February 2010).

(51) Ofcom, *News Corporation/BSkyB proposed merger: advice on proposed undertakings in lieu* (11 February 2011).

(52) NewcoのNCからの独立を保障し、NCのNewcoに対する持分は10年間NCの既存のBSkyBに対する持分39.1%を維持する等の内容を盛り込んでいる。News Corporation/BSkyB proposed merger: advice on proposed undertakings in lieu (11 February 2011).

(53) Office of Fair Trading, *Advice from the Office of Fair Trading on undertakings in lieu offered by News Corporation relating to the anticipated acquisition by News Corporation of British Sky Broadcasting Group Plc* (1 March 2011).

(54) Ofcom, *News Corporation/BSkyB proposed merger: further advice on revised UTLs* (1 March 2011).

(55) ①営利・職能団体(英国電気通信公社(British Telecommunications)・トリニティー・ワラー・グループ、ヴァージン・メディア(Virgin Media))、②ロビーグループ、③学術・産業オブザーバー、④労組(全国ジャーナリスト組合(NUJ)等)、⑤個人や下院議員、⑥Avazのオンラインキャンペーンを通じて約四万件の意見が提出された。

(56) Department for Culture, Media and Sport, *Summary of responses to the consultation seeking views on the undertakings offered by News Corporation 3 March - 21 March 2011* (21 March 2011).

(57) ①多様な強いメディア産業の重要性と多様性の低下した市場の危険性、②Sky NewsがNCからの恩恵(収益、流通、広告、クロス広報等)の見返りに、その強い影響下に置かれること、③編集の独立維持の難しさ等。

(58) 具体的には、①クロスメディアの多元性測定オプションと最上の手段、②多元性測定にウェブサイトの包含有無、③合併がない状況で多元性の検証要因とモニターの主体・方法、④ニュース市場占有率の限界設定の実現可能性、⑤規制枠組におけるBBCの包含有無・方法の五項目について助言を求めた。

(59) 質問項目①につき「⑦メディアの多元性測定基準は三つ(ニュースメディアの可用性、消費、影響力)が存在するが、消費測定基準(量、到達範囲、マルチソース・ニユース消費)が最も重要である。①測定基準に加え、他の関連要因(テレビ・ラジオニユースの公正性義務)が考慮されるべきである。⑦ニユース市場のダイナミック性に鑑み、測定基準枠組自体が個別審査においてその有効性・妥当性の持続的な確保が評価されるべきである」、②につき「英国におけるオンラインニユースソース利用者の急増に照らし、オンラインも多様性審査に含まれるべきである」、③につき「⑦定期(四、五年間隔)の多様性審査が最上の方法である。①既存のメディア合併規制枠組を新しい枠組内に置くか、並列するかは追加検討を要する」、④につき「⑦絶対的制限は市場占有率制限や特定取引禁止の類型があるが、前者は簡明であるが柔軟ではないため賢明な手段ではない。①柔軟性の観点から高い市場占有率が惹起する多元性の懸念は定期的多元性審査に代替されるべきである。⑦唯一の現行の取引禁止規定(全国新聞市場の二〇%以上占有者のチャンネル3の持分二〇%以上保有禁止)の新しい多元性枠組との関係においてその存廃は議会が判断する。⑤どの程度の多元性が十分であるかは追加検討を要するが、その判断は主観的であるため難しい作業である。④複数ニユース市場は多様な独立のニユースの声、マルチソースの高い到達・消費、革新を促す低い参入・競争障壁、経済的持続可能性、単一組織が過度な市場占有率を有しないことを特徴とする。⑦潜在的多元性懸念と関連して、消費測定基準の程度は絶対的制限として看做されることなく、多元性審査で考慮される。⑤議会は十分性の定義に関する追加指針の提供の可否を考慮できる。そのような指針がなければ、多元性審査は議会により授けられた適切な審査機関が担えるであろう」、⑤につき「⑦BBCはテレビ・ラジオ・オンラインニユース部門で主導権を持つため、如何なる多元性審査にも含まれなければならない。定期審査を要する新しい多元性枠組に基づき審査対象にBBCを包含しつつ、BBCの地位に照らした独自審査は要しない。①ニユース部門におけるBBCの存在感と経費削減のための取材活動の統合圧力に鑑み、BBCトラスト(Trust)がBBCの内的・外的多元性を審査し、定期的に測定・評価する枠組を確立することを勧告する」と答申した。Ofcom, *Measuring media plurality: Ofcom's advice to the Secretary of State for Culture, Olympics, Media and Sport* (19 June 2012), 年間約八〇憶ポンドが予想された(これに対し、BBCは四六億ポンド)。BSkyB takeover: Rupert Murdoch moves towards full

BSkyB takeover', *The Telegraph* (14 June 2010).

(61) レビンソン委員会におけるレベッカ・ブルックスの口頭証言 (二〇一一・五・一一)。

(62) Antony Seely, *Takeovers: the public interest test* (Commons Library Standard Note SN05374, 1 October 2012, 2-4.

一方、二〇一三年に制定された企業・規制改革法 (Enterprise and Regulatory Reform Act 2013) に基づき、企業結合・市場調査における既存の OFT と CCR の二段階競争審査の確証バイアス (confirmation bias) の危険性等の問題に鑑み、柔軟性や迅速性を確保するため、両機関を統合した新しい規制機関、競争・市場庁 (Competition and Markets Authority, CMA) が設置された。

(63) 公益性審査は通信法三七五条により導入され、企業法五八条にその具体的な内容が挿入された。これによると、新聞企業間合併の場合 (新聞審査) と放送企業間または放送企業と新聞企業との合併の場合 (放送・クロスメディア審査) に区分され、前者は①新聞の正確なニュース伝達の必要性、②合併新聞の論評の自由の必要性、③合理的・現実的な範囲において英国全土またはその一部地域の各新聞市場における新聞の意見の十分な多元性の必要性 (2A) (2B)、後者は①英国全土またはその特定地域・地方における各オーディエンスにサービスを提供するメディア企業支配者の十分な多元性の必要性、②英国全土において高品質かつ多種多様な趣味・利益に訴求する幅広い放送利用の必要性、③メディア企業事業者・支配者の通信法三一九条 (番組基準) の厳格な遵守の必要性 (2C) をそれぞれ考慮要素とする。ただ、後者の場合、主務大臣が政策的見地から、通信法制定当時 (二〇〇三年) に廃止された所有規制の適用対象合併、すなわち①新聞市場占有率二〇%以上の全国紙とチャンネル5免許保有者の合併、②新聞市場占有率二〇%以上の全国紙と全国ラジオサービス合併、③チャンネル3免許保有者の変更を伴う合併 (市場占有率一五%超過)、④同一地域内における二つのチャンネル3免許の合併、⑤チャンネル3免許保有者とチャンネル5免許保有者の合併、⑥全国チャンネル3免許保有者と全国ラジオサービスの合併、⑦チャンネル5免許保有者とチャンネル3免許保有者の合併、⑧二つ以上の全国ラジオサービス合併、⑨欧州経済圏外の所有者による合併事業への介入を考慮する (通商産業省公益性運用指針 Data 8.2)。また、主務大臣は例外的状況、すなわち①多数の教育・ニュースチャンネルが単一化される場合、②誰かが全ての音楽チャンネルを買収する場合、③地方ラジオ所が有予定者が他メディアや他国で番組基準を厳格に遵守しない場合にも介入を考慮する (同 8.8)。

(64) Nick Davies, n (18) above, 282.

(65) Malcolm Dean, n (8) above, 452-453.

(66) Keith Rupert Murdoch, *In the Matter of the Leveson Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press: EXHIBIT KRM18* (Leveson Inquiry, 12 April 2012) : レビンソン委員会における NCC のフレデリック・ミシェル欧州広報官の口頭証言 (二〇一一・五・二一

- (67) 下院におけるシェレミー・ハント元文化大臣の答弁 (二〇一二・四・二五)。
- (68) Malcolm Dean, n(8) above, 452-453. レビンソン委員会におけるNCのフレデリック・ミシエル欧州広報官の口頭証言 (二〇一二・五・二四) による。シェレミー・ハント大臣は主務大臣になる前から本件買収に協力的であった。
- (69) Tom Watson and Martin Hickman, n(33) above, 116-117.
- (70) レビンソン委員会におけるレベッカ・ブルックスの口頭証言 (二〇一二・五・一一)；シエームス・マードックの口頭証言 (二〇一二・四・二四)；ダービッシュ・キャメロン首相の口頭証言 (二〇一二・六・一四)。
- (71) Tom Watson and Martin Hickman, n(33) above, 167-169.
- (72) レビンソン委員会におけるダービッシュ・キャメロン首相の口頭証言 (二〇一二・六・一四)。
- (73) レビンソン委員会におけるレベッカ・ブルックスの口頭証言 (二〇一二・五・一一)。
- (74) 下院内務委員会におけるジョン・イエーツ警視監の答弁 (二〇〇九・九・一一)。
- (75) Tom Watson and Martin Hickman, n(33) above, 96.
- (76) Amelia Hill, 'Phone hacking: Lord Prescott wins high court bid to challenge Met', *The Guardian* (23 May 2011).
- (77) 'Phone hacking: Met police failed to warn victims', *BBC* (7 February 2012).
- (78) House of Commons Home Affairs Committee, *Unauthorised tapping into or hacking of mobile communications. Thirteenth Report of Session 2010-12* (HC 907, 19 July 2011), 29.
- (79) Tom Watson and Martin Hickman, n(33) above, 18-19.
- (80) *Ibid.*, 19.
- (81) レビンソン委員会における警視庁のアンディー・ヘイマン警視監の口頭証言 (二〇一二・三・一)。
- (82) Nick Davies, n(18) above, 110.
- (83) John Lisners, n(14) above, 146.
- (84) レビンソン委員会における警視庁のポール・ステイブソン警視総監の口頭証言 (二〇一二・三・五)。
- (85) レビンソン委員会における警視庁のジョン・イエーツ警視監の口頭証言 (二〇一二・三・一)。
- (86) レビンソン委員会における警視庁のディック・フェドルシオ広報官の口頭証言 (二〇一二・三・一一)。

- (87) Nicholas Watt and Hélène Mulholland, 'David Cameron: I did ride ex-police horse lent to Rebekah Brooks', *The Guardian* (2 March 2012).
- (88) House of Commons Home Affairs Committee, n (78) above, 34.
- (89) Andy Hayman, 'News of the World investigation was no half-hearted affair', *The Times* (11 July 2009).
- (90) 下院内務委員会における警視庁のジョン・イエーツ警視監の答弁 (二〇一一・七・一三)。
- (91) レベソン委員会における警視庁のポール・ステイブンスン警視総監の口頭証言 (二〇一二・三・五)。
- (92) House of Commons Home Affairs Committee, n (78) above, 27.
- (93) News International, *In the Matter of the Leveson Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press-Closing Submissions for News International Overview* (Leveson Inquiry, 19 July 2012), 4.
- (94) David Hencke, Mark Watts, Martin Hickman & Alex Varley-winter, 'Transcript: Rupert Murdoch recorded at meeting with Sun staff, *Exaro* (3 July 2013).
- (95) レベソン委員会における警視庁のピーター・クラーク警視監補の口頭証言 (二〇一二・五・一)。
- (96) 事案別決定要旨は次の通りです。

事案	決 定 要 旨
ア件	ポール・ステイブンスンは警視庁の総責任者として原則的に監督責任があるが、その一介の部下が手抜き捜査をしたとしても彼が非違行為を犯したと解することはできない。
イ件	- ポール・ステイブンスンの非違行為に該当する接待授受の有無と関係なく、追加調査の必要性を考慮しない。 - ポール・ステイブンスンが事後的に説明し、辞任した。
ウ件	- 議会の別個の委員会でも六回にわたり取り上げられたことから、追加調査で新しい証拠を発見し難い。 - ジョン・イエーツの再捜査不要決定 (二〇〇九年七月) は間違った決定で、本人が後にそれを自認し、責任を取った。
エ件	ピーター・クラークは原捜査責任者として、膨大な資料を押収しながら分析しなかった理由等について説明した。
オ件	アンデュー・ヘイマンはピーター・クラークの原捜査を監督する立場にあったが、彼の上官であるポール・ステイブンスンやイアン・ブレアより本件への責任を負う立場にあったと解し難い。

- Independent Police Complaints Commission, *IPCC decisions on MPA referrals relating to the conduct of Sir Paul Stephenson, John Yates, Andy Hayman and Peter Clarke in connection with the Metropolitan Police Service response to phone hacking* (17 August 2011).
- (97) IPCC は、非違証拠としてディック・フェールシオが警視庁の広報強化のため、ネイル・ウォリスに接近して雇用契約の成立前から彼を採用した点、警視庁規範に基づく適切な監査を行わなかった点等を提示した。Independent Police Complaints Commission, *Investigations into the decision to employ Mr Neil Wallis of Channy Media Ltd. as a specialist advisor to the Metropolitan Police Service* (10 January 2012).
- (98) IPCC は、ジョン・イーーツがネイル・ウォリスから彼の娘の履歴書を受け取り、警視庁人事部に転送したことを問題視しつつも、彼が本件採用において非違行為に該当する直接的な影響力を行使した証拠を発見できなかったとした。Independent Police Complaints Commission, *Investigations into the involvement and actions of Assistant Commissioner John Yates in the recruitment process for the daughter of Mr Nail Wallis* (3 March 2012).
- (99) レビンソン委員会における警視庁のスー・エイカーズ警視監補の口頭証言 (二〇一一・二・二七) によれば、例えば、ある公職者が「サン」から数年間八万ポンドを受け取った事例、同紙のある記者が一五万ポンド以上を公職者情報源に渡した事例等がある。
- (100) レビンソン委員会における警視庁のクレシダ・ディック警視監の口頭証言 (二〇一一・三・一一)。
- (101) レビンソン委員会における警視庁のスー・エイカーズ警視監補の口頭証言 (二〇一一・二・二七)。
- (102) Independent Police Complaints Commission, *Corruption in the police service in England and Wales: Part 1* (August 2011); Independent Police Complaints Commission, *Corruption in the police service in England and Wales: Second report - a report based on the IPCC's experience from 2008 to 2011* (May 2012).
- (103) Elizabeth Filkin, *The Ethics Arising from the Relationship between Police and Media: Advice to the Commissioner of Police of the Metropolis and his Management Board* (January 2012).
- (104) Independent Police Complaints Commission, *Commissioner's report: Allegation of unauthorised disclosure of confidential information to journalists during Operation Ruby* (3 February 2012).
- (105) レビンソン委員会におけるエリザベス・フールケン元議会倫理基準コミッショナーの口頭証言 (二〇一一・三・五)。
- (106) Independent Police Complaints Commission, *Annual report and statement of accounts 2011/12* (HC 292, 10 July 2012).
- (107) Caroline Davies and Lisa O'Carroll, 'Met police warned over drinking with journalists', *The Guardian* (4 January 2012).

- (108) Douglas Kellner, 'The Murdoch Media Empire and the Spectacle of Scandal', *International Journal of Communication* 6 (2012), 1171–1172.
- (109) Andrew Neil, *Full Disclosure* (Pan Books: New edition, 1997), 160.
- (110) Nick Cohen, *You Can't Read This Book: Censorship in an Age of Freedom* (Fourth Estate, 2012), 184.
- (111) The Leveson Inquiry, *An Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press Vol III* (HC 780–III, November 2012), 1117–1427.
- (112) The Leveson Inquiry, *An Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press Vol II* (HC 780–II, November 2012), 780–979.
- (113) 'News of the World closed down over phone hacking', David Cameron's statement in full', *BBC* (8 July 2011).